

## 5. 各報告

### 5-1 他ドナー・NGOの動向

#### (1) 世界銀行

- ・世銀はエチオピアに対し IDA Credit を適用している。1 億米ドルをコミットし、うち 8,600 万ドルを拠出した。拠出期間は 1998 年から 2004 年までである(当初は 2003 年までであったが、1 年延長された)。
- ・資金の用途は教育セクタープログラム (ESDP) である。個別のプロジェクトではない。以前は世銀も個々のプロジェクトに資金を貸してきた。しかし、今ではそれは行わず、セクター開発に資金を貸し出している。これには他のドナーも参加している。基本的に貸付国の職員の給与以外は何に資金を貸し付けてもよいことになっている。
- ・ESDP では、エチオピア政府の優先事項は初等教育に置かれており、60~65%の予算が配分されていた。この予算が中等以降の教育にも当てられたため、実際には 52%程度が初等教育向けに使われた。
- ・これに対して世銀は失望していない。なぜなら、中等以降の教育といっても、TTI や教員養成大学 (Teacher Training College : TTC) の初等教員養成のために使われたからである。
- ・上記の 1 億ドルの貸付額には、ノンフォーマル教育は含まれていない。ゼロである。しかしもしエチオピア政府がノンフォーマル教育を入れたいと望んでいたら、世銀は承認していただろう。
- ・初等教育の総就学率はかつての 35%から 62%にまで増えた。2005 年には 65%をめざしている。しかし、就学児童の絶対数が増えたわりには教員と学校の数は増えていない。これは 1 人当たりの教員が教える生徒と、1 教室当たりの生徒数が増えたことを意味している。こうした混雑は教育の質の低下をもたらす。内部効率の改善が必要であり、それを世銀は政策対話 (policy dialogue) を通してエチオピア側に訴えている。
- ・もはや、これまでの公教育では限界があり、ノンフォーマル教育を進めていかなければならないと多くの人気づいている。学校はコミュニティーの近くにあるべきであり、校舎建設費も安価、カリキュラムも柔軟で、かつ小学校を退学した青少年にもう一度学べる機会を与える学校が必要である。それがもうひとつの基礎教育のノンフォーマル教育である。
- ・エチオピアの 1 人当たり GDP に対する教員給与の割合は、他のアフリカ諸国に比べて高い。これは何を意味しているかというと、エチオピアの教員は高学歴すぎることである。Grade 8 修了者が TTI に入学できるようになり、同卒業生が初等教育の第 1 サイクルの有資格教員になることができれば、今ほど高給を払わなくても済むようになるだろう。これは第 2 サイクル担当の有資格教員にも順次あてはまることである。

- ・世銀はさきに述べたセクター開発の1億ドル以外にも、別のプログラムを用意している。貧困削減援助貸付 (Poverty Reduction Support Credit : PRSC) と呼ばれるものである。
- ・PRSC は、セクター開発と異なり、エチオピアの中央政府に貸し付けられるものである。これは教育分野だけではなく、他の分野にも横断的に使われる。ただし、教育分野でも職業訓練 (TVET) と高等教育分野は含まれていない。貸付金額は1億5,000万ドルであるが、まだコミットされていない。
- ・セクター開発では、基本的に被貸付国は世銀のマニュアルに従って手続きを行うことになるが、PRSC では被貸付国政府の独自の手続きを尊重し、彼らの既存のやり方で予算の執行を認めている。ただし、その方法やシステムが適当なものであるかどうかはきちんと審査する。
- ・多くの個別プロジェクトを実施し、いちいち注文をつけるのではなく、ある程度の裁量を彼らに与えるような方法をとらない限り、本当の意味でのキャパシティー・ビルディングはできないと自分 (Getahun Gebru 氏) は思っている。

## (2) 米国国際開発庁 (USAID)

USAID の BESO II では、次の4つの分野に取り組んでいる。なお、BESO II は立ち上げの遅延から、その第1フェーズを2002年9月から2004年8月までの2年間としている。

- ① 教育行政官の能力向上 (USAID-AED)
- ② 教員と生徒の支援システムの強化 (USAID-AED)
- ③ コミュニティーと政府と連携強化 (USAID-Save the Children)
- ④ 教育の計画・運営システムの強化 (USAID-AED)

ちなみに USAID は、BESO I で1995年末から1997年にかけて Tigray と SNNP 州でスクールマッピングを実施した (Tigray のスクールマッピングの電子情報は北詰専門家が入手済み)。しかし、その後、情報を継続的に更新することが困難となり、ほとんど更新されていない状態とのことである。

## (3) 国連児童基金 (UNICEF)

UNICEF は基本的に ESDPII で謳っているのと同じく、教育へのアクセスと教育の質の向上、そして公平性の確保をめざしているが、そのなかでも特に質の向上と女子教育に重点を置いている。UNICEF の協力プログラムは次の3つのプロジェクトから成る。総額は約1,600万米ドルで、さらに最大で740万米ドルが追加される可能性がある。

### ① Primary Education Improvement

このプロジェクトは、フォーマル教育を対象としたものである。全国の政府校の教員訓練や

カリキュラム開発、教材や備品の購入を支援するものである。

## ② Complementary Education Initiative

このプロジェクトはノンフォーマル教育を支援するものである。全国のノンフォーマル教育センターの改修（建設は対象外）や、ファシリテーターのトレーニング実施を支援するものである。期間は2002年1月から2006年12月までの5年間である。

## ③ National Initiative to Support Primary Education Development

このプロジェクトは連邦レベルの機関に対して支援を行うものである。対象機関は、Educational Media Agency (EMA)、Institute of Curriculum Development and Research (ICDR)、Planning and Project Department (PPD) などである。

②のプロジェクトに関して、オロミア州に対し38台のコンピューターを供与する予定である。UNICEFは特にワレダに焦点を当てたアプローチをとっており、オロミア州では選定した30のワレダに対して支援を行っている。同ワレダについては後日北詰専門家にリストを渡し、今後とも相互に連絡をとっていきたい。

### <その他の情報>

- ・ UNICEFは、実施機関ではない。UNICEFの援助資金は基本的に財務経済開発省(MOFED)を通じて州政府(州教育局)に流れる。その資金はUNICEFがイヤマークした個別の活動に割り当てられるが、それをトレースするのは非常にむずかしい。
- ・ 地元で優秀な人材を探して、トレーニングを請け負ってもらうのは州の仕事であるが、彼らはなかなかNGOを活用しようとしなない。州は能力がないにもかかわらず、予算を抱えたがり、なるべく自分たちだけでやろうとする。それを問題視している。

## (4) Rift Valley Children and Women Development Association (RCWDA)

- ・ Rift Valleyは教育や灌漑を含めた8つの分野でコミュニティー支援を行っている。Rift Valleyのプログラム3つの地域を対象としているが、この地域には17のノンフォーマル教育(NFE)センターがある(正しくは16センターであることがあとで判明)。オロミア州全体で46センターを支援している。
- ・ NFEセンターは1日4~5時間の授業(1コマ60分)、週5日、年間200~220日の授業日数で運営されている。
- ・ 理解度が低かったり成績が悪い児童には補習を受けさせるので留年はほとんどない。生徒が自分の学力に不安を持ち、自主的に留年を申し出ることある。
- ・ フォーマル校(4年間)とNFEセンター(3年間)の対比は下表のとおり。

| フォーマル校  | NFE センター |
|---------|----------|
| Grade 4 | Level 3  |
| Grade 3 |          |
| Grade 2 | Level 2  |
| Grade 1 | Level 1  |

注)NFE センターの Level 1 を修了した児童は Grade 2 の 2 学期からフォーマル校に編入可能。

Level 2 を修了した児童は Grade 3 の 2 学期からフォーマル校に編入可能。

- ・ Rift Valley は 1995 年の建物完成前の under the tree の教育のときからファシリテーターへの手当ての支給を支援している。
- ・ 現在はファシリテーター 1 人当り毎月 120 ブルを、謝金としてセンター委員会を通して払っている。センター委員会を通す理由は、そのほうがセンター委員会の empowerment につながるからである。
- ・ 16 校のうちのある学校のある学年では 1 学期に 54 人いた生徒が 2 学期には 42 人（のマイナス 22%）に減ったが、その理由は次のようなものである。
  - ① 親が子供を労働力として必要とし、学校に行かせなくなる。
  - ② 家庭の経済的な理由で鉛筆やノートが買えないため勉強を続けるのが困難になる。
  - ③ 別の場所への引越し。
  - ④ コミュニティー全体の教育に対する理解不足。
  - ⑤ 食糧不足→a)食糧そのものがない。b)児童が空腹で登校や授業に集中することができない。
  - ⑥ 政府校への転校。
- ・ NFE センターは、夕方や週末に Adult Literacy Training の実施場所として活用されている。このトレーニングは Action Aid の REFLECT というプログラムを利用しており、昼間生徒に教えているファシリテーターが成人を対象に識字教育を行っている。ファシリテーターは昼間の授業に加えて、additional payment を受け取ることができる。

#### (5) Kangaroo Child and Youth Development Society (KCYDS)

- ・ KCYDS は今のところ、オロミア州でのみ活動を行っている。
- ・ Life Glow School のひとつを北シェワゾーンに建てた理由は 2 つある。
  - ① そのあたりで最も教育指標がよくない地域であったこと。これについてはオロミア州の

Education Statistics Annual Abstract を見て選んだ。

② カンガルーは資金不足で昔も今も車をもっていないため、アディスアベバからアクセスのよい地域を選定する必要があった。

- ・1998年に、最初は個人の家を借りてNFEを始めた。
- ・その後、住民が役務や資材を提供し、カンガルーが資金を拠出して学校建設を開始した。
- ・建設管理については、まず5人程度の学校建設委員会をつくり、地元の大工を雇った。次に地元の人をプロジェクトコーディネーターとして雇い、学校建設に係るすべての調整業務を任せた。そして学校建設委員会が建設プロセスとプロジェクトコーディネーターを監督した。学校建設委員会はその後、学校運営委員会（School Management Committee: SMC）になった。
- ・プロジェクトコーディネーターの雇用に際しては、カンガルーが人選の基準をコミュニティに与え、あくまでもコミュニティが選定した。
- ・ファシリテーターについては、コミュニティとワレダ教育事務所（WEO）が選定した。カンガルーは一切面接をしていない。完全にコミュニティとWEOに任せた。
- ・現在4人（男性3人、女性1人）のファシリテーターがいる。彼らは事前に15～20日間程度の研修を受けた。
- ・Life Glow Schoolは今年の9月からNFEセンターから政府校に変わる。政府にはファシリテーターへの謝金を払ってほしいと依頼しているが、どうなるかはわからない。もしかしたら、4人のファシリテーターは他の学校に移動することもありうる。
- ・なぜ、去年でも来年でもなく、今年の9月から政府校にするかということ、Save the Childrenの資金援助が今年で切れる（終了する）からである。
- ・9月以降に配置されるgovernment-assigned 教員には、今までのファシリテーターが訓練を行う。いわば無資格教員が資格教員を訓練するわけだが、それは「訓練」というよりもむしろ意見交換やワークショップの場になると思われる。また、ファシリテーター同士、教員同士の仲間内での研修（in-staff training）も行われることが期待される（すでにNFEセンター時には実施されている）。

#### (6) Save the Children USA

- ・現在エチオピアには、5つのSave the Childrenがある。①Save the Children USA、②Save the Children Denmark、③Save the Children Norway、④Save the Children Sweden、⑤Save the Children UKである。この5つがEthiopia Field Officeを別個に構えている。
- ・USAIDとエチオピア教育省はBESO IIにおいて、以下の4つの中間成果（intermediate results: IRs）を定めた。③がSave the Children USAが請け負った活動である。残りの①、②、④はすべてAEDの契約業務である。

- ① Quality of professional education personnel enhanced
- ② Teacher-learner support systems strengthened
- ③ Community-government partnerships in education enhanced
- ④ Education planning and management strengthened

- ・③の活動の対象はすべてフォーマル小学校であり、ノンフォーマル教育センターは一切含まれていない。また、学校建設とスクールマッピングも活動に含まれていない。
- ・対象地域：オロミア州、ガンベラ州、ソマリ州、アファール州の4州
- ・支援期間：2002年から2007年までの5年間
- ・支援総額：10.25百万米ドル（当初は725百万米ドル、追加で300万米ドル）。この金額には Save the Children USA のスタッフの人件費などすべてが含まれている。
- ・対象校（SMC）の数：上記4州の1,500校（のSMC）

・支援の具体的内容は以下のとおりである。

- ① SMCは自分の学校の活動計画を作成する。
- ② その活動計画を実現するためのプロポーザルを作成し、予算（の一部）を Save the Children USA に申請する。
- ③ Save the Children USA は、プロポーザルを審査し、承認した SMC に対して小額の資金 (seed money) を無償給付する。
- ④ 資金を得た SMC は、学校の予算執行、運営、計画策定などに参加する。いわばコミュニティーが積極的に学校に関与することによって教育の質を向上させることをねらいとする。
- ⑤ その一方で資金が適正に使われているかどうかをみるために、School Development Coordinator (SDC) を雇用する。SDC は各ワレダ教育事務所 (WEO) から1名を選定して任命する。SDC は行政官なので、オントップ (追加給付金) という形で手当てを支給する。
- ⑥ SDC をさらに統括する Zonal Education Coordinator (ZEC) もさらに雇用する。一人の ZEC が二つ以上のゾーンを担当することもある。
- ⑦ 約20校から成るクラスターの単位で、WEO の行政官やファシリテーターを対象に研修(ワークショップ)を行っている。

・そもそも政府校（の SMC）を対象としており、これらの活動を通じてコミュニティーと政府とのパートナーシップが醸成されると信じている。

・その他

- ① JICA プロジェクトで行う CBBEC 建設について
- ② 建設にあたっては何らかの建設基準（スタンダード）が必要であろうが、基準というものは一度つくってしまうと金科玉条的なものになってしまいがちである。コミュニティーの事情やニーズによって、さまざまなタイプの校舎があつてよいと思われる。その意味ではスタンダードはひとつではなく、数種類あつてもいいかもしれない。
- ③ JICA プロジェクトがローカルコンサルタント（NGO）を必要とする場合、CRDA に依頼して紹介してもらうのがよいか？（という高橋の質問に対して）
- ④ そうは思わない。CRDA は古くからある NGO で確かにアンブレラの NGO である。しかし、彼らの目が確かで、良い NGO を紹介してくれるとは限らない。JICA が自分自身で判断して（もちろんオロミア州教育局：OEB と相談して）選定するのが一番よいと思う。それが Save the Children USA でもいいし、違うところであってもよい NGO であればいいと思う。

## 5-2 住民参加について

エチオピアでは ESDP II Program Action Plan をはじめ、他の多くの公文書において住民参加によるノンフォーマルセンター建設の必要性を訴えている。これは、限られた財政的制約のなか、有資格教員の配置と高価な政府基準の学校建設を待っていては、2015 年までに万人のための教育（EFA）を達成することは到底不可能であり、教育の（ソフト面の）質を極力落とさずに、いわばもうひとつの公教育を推進しようとするエチオピア政府の現実的な政策判断の表れであるといえる。実際、「ノンフォーマル」とはいいつつも、生徒は途中で政府校（フォーマル校）に転校することができ、3 年間のノンフォーマル課程を修了した場合には、4 年間のフォーマル課程を修了したのと同等にみなされ、政府校の第 5 学年に編入することが可能である。

他方、ひと口に「ノンフォーマルセンター」といっても、木の下で授業が行われる校舎のないセンターから、住民の私宅を利用したものや、建設基準を満たしたセンターまでさまざまである。最後のパターンのセンターは主に NGO の支援によって建設・運営が行われている。今次調査では、RCWDA と KCYDS の 2 つの NGO が建設した学校を訪問し、関係者に対してインタビューを行った。

両方の NGO とも、まずは住民との「対話」に周到に時間をかけ、真のニーズを探り出している。そのうえで、センターを建設する場合は、住民が負担できる部分（主に資材の調達、役務の提供）と NGO 側が提供できる部分（主に資金提供若しくは入手困難な資材の提供）を明確にしている。

KCYDS では、まず住民に 5 人程度の学校建設委員会の設置を勧めている。この建設委員会が地元の建設業者（大工）を雇用する。次に自分たちのコミュニティーのなかから適任と思われる人をプロジェクトコーディネーターとして雇用し、学校建設にかかるすべての調整業務を任せる。

そして学校建設委員会が建設プロセスとプロジェクトコーディネーターを監督するという方式をとっている。カンガルーの場合、学校建設委員会は竣工後に SMC へ改組された。この SMC は、校長 1 名、農民組合 2 名、児童 2 名、保護者 5 名の 10 名のメンバーで構成されているが、KCYDS では SMC の自主性を尊重し、メンバーにはあえて加わらないようにしている。

RCWDA は KCYDS と同様、センター建設後、ファシリテーターへの謝金を住民の代わりに支払っている。1995 年から既に 8 年経つが、今後支援から手を引く際には自立発展性の観点から次のことに留意しているとのことである。

- (1) コミュニティーにセンターの運営能力があるか
  - (2) コミュニティーにファシリテーターへ謝金を払う経済力があるか
  - (3) ファシリテーター自身の教育能力は十分にあるか
- (RCWDA としては、ファシリテーターを TTI で学ばせたあと、再びセンターに戻し、そのあとでノンフォーマルセンターを政府校に転換する方法も検討している)

このように NGO では、まず住民と同じ目線に立って案件を形成し、支援から手を引く条件やタイミングを常に念頭に置きながら、学校建設と運営の両方を支援している。今後 JICA がプロジェクトを行う際にも、WEO と協力してある程度時間をかけてコミュニティの特徴を把握し、住民と対話を重ねていく必要がある。例えば、灌漑施設の整備を緊急に必要としているコミュニティに対して、プロジェクト側から住民参加型基礎教育センター (CBBEC) の建設を煽ってもいけないし、たとえ住民からの要望が強くても、学齢児童の数が少ない地域に焦って CBBEC を建設するようなこともしてはならない。その意味では、簡易スクールマッピングは非常に重要であり、それを行う過程で住民の真のニーズを見極め、彼らと信頼関係を構築していくことが強く求められる。

本プロジェクトにおいては、様々なコンポーネントが組み入れられており、そのセンター建設も、住民自身が参加型で行うことになっている。しかし、ワレダの選定はもとより CBBEC の建設サイトを決定しないことにはすべてが滞ることにもなりかねないため、本プロジェクトでは序盤の活動の成否が一切の鍵を握っているといっても過言ではない。これをスムーズに行うためには、現在派遣中のパイプライン専門家が 10 月の R/D 署名までの間に、信頼できるローカルリソースの特定や対象候補ワレダの絞り込みなど、更に先行して業務を進めておくことが望ましい。

### 5-3 NGO の活用について

#### (1) NGO と行政との関係

オロミア州におけるノンフォーマル基礎教育分野については、NGO の先行活動から、オロミア州教育局 (OEB) と NGO との協働へと展開することによって、ノンフォーマル教育の質的向上、役割の制度的認知並びに、ノンフォーマル教育とフォーマル教育との制度的な関連づけが



確立してきた経緯があり、NGO も行政も相互の協力関係を強調する。

しかしながら、NGO への聞き取りでは、行政が NGO に対して抑圧的であった過去に起因する行政への不信感や、行政の事業実施能力の低さや非効率、資金の不正流用の懸念が指摘される。一方、行政への聞き取りでは、NGO スタッフの報酬・手当が高額で事業実施が非効率となることや、NGO による資金流用事件などが指摘される。行政と NGO との関係は、必ずしも、相互の信頼関係が確立した良好なものとはいえないようである。

これまでのオロミア州におけるノンフォーマル基礎教育分野での展開は、NGO が、国際援助機関からリソース（資金・ノウハウ）を獲得し、それらを管理・監督する立場で行政との協働関係が築かれてきた。行政からみれば、行政がリソースさえ確保できれば、NGO の協力がなくとも同様の成果があげられたはず、との思いもあるであろう。

本事業については、OEB が、JICA を通してリソースを管理・監督する立場となる。OEB は、NGO を排除しつつ、事業を成功裏に展開したい、との意向をもっているようである。一方、インフォーマル教育については、NGO 側に先行した経験の蓄積があることは、行政も NGO も認めるところである。また、第 1 次事前調査報告のなかで、永岡団員が指摘したとおり、特に「住民参加」については NGO と行政とでは、その経験が大きく乖離していると思われる。

この点から、本事業が、設立する CBBEC の数を限定し、ワレダ教育行政官の能力、なかでも住民参加を促す能力向上を通して、教育の質的向上を達成するためには、NGO の経験の活用は欠かせない。本来ならば、OEB がリソースを管理・監督する本事業における立場に立つことを機会に、行政の積極的なイニシアティブによって NGO を活用し、これまでとは逆転した行政と NGO との協働関係を実践し、基礎教育の普及システムの事例を形成していくことが望ましいであろう。しかしながら、本調査においては、OEB による NGO の積極的活用への合意までには至らず、関係機関との議事録及びその添付書類のなかでは NGO との協働や活用について具体的にはふれなかった。一方、JICA 側のローカルコンサルタントとして NGO と連携することについては、その NGO の選定に OEB も関与することを条件に、OEB と口頭で了解を得ることができた。今後、プロジェクト・ドキュメントのなかで、NGO 活用の明確な位置づけが行われることを期待する。

## (2) NGO の活用について

この合意された枠組みのなかで、NGO の経験を効果的に活用する分野として次のものが考えられる。

### 1) ガイドライン策定

CBBEC 設立計画・CBBEC 建設プロセス・CBBEC 運営の 3 つのガイドライン策定が合意さ

れている。まず、事業当初の段階で、ワークショップなど行政と NGO との協働作業において、ある程度、完成度の高いガイドライン草案を作成することが重要である。この草案作成の作業を通して、事業に参加する住民のエンパワーメントにつながる NGO の様々な経験や工夫が、ガイドラインへ体系的かつ具体的に反映されることが期待される。特に、CBBEC 設立を希望する多くの住民グループのなかから、内発的な動機があり事業への参加意欲が高く持続性も期待できるグループを選出するための判断基準、土地問題や地域内の住民間やリーダー間の対立を回避するための判断基準、計画段階からの機能的な住民参加やジェンダー配慮の保証、住民の内発的な意欲を阻害しない事業実施のあり方、用地選定・建設資材の管理・建設職人の雇用と管理などの権限と責務を、関係者が相互に納得する現実的に可能な範囲で住民グループへ移管することを通じた CBBEC へのオーナーシップの自覚の醸成、CBBEC の柔軟な運営の保証などへの貢献が期待される。

また、ガイドライン草案の作成後に、調査・トレーニング・モニタリングに関与し、草案の運用を体験することにより、草案の改定による最終のガイドライン策定へ貢献することも期待される。

さらに、ガイドライン草案として、事業過程を文書として明確にすることにより、NGO から問題点として指摘されているワレダ行政官の異動による現場での事業実施方針の変更や様々な混乱による事業の停滞を予防することが可能となる。

## 2) 調査

簡易スクールマッピングによる対象ワレダの調査においても、行政と並行して NGO を活用することにより、住民の視点に立った調査項目の選定、調査を通じた WEO の事業実施能力や住民との関係などの確認、文化的・社会的な地域の特性の確認など、住民参加の質的向上につながる幅広い情報の収集が期待される。

## 3) トレーニング

作成されたガイドライン草案の内容について、対象ワレダの教育行政官並びに関係者への理解の促進を図るため、トレーニングの実施が計画されている。トレーニングのファシリテーターとして、OEB 行政官とともに NGO の活用も有効であろう。

## 4) モニタリング

作成したガイドライン草案に沿って事業が実施されるかどうか、NGO の立場からきめ細かにモニタリングすることは重要であろう。まず、それぞれの CBBEC の計画・形成過程において、名目的ではなく実体として住民参加が確保され、他の動機ではなく基礎教育の普及を

動機とした住民グループが選定されているかどうかを確認することが、住民参加による建設の円滑な実施と、その後の持続的な運営の確保にとって重要な意味をもつと思われる。

次に、建設資材管理と建設作業が、ガイドライン草案に沿って、合意どおりに実施されるかどうかモニタリングする必要がある。特に、建設の質については、OEBは標準設計を定めてはいるが、現場レベルではNGOもWEOも教室の質にはこだわらない傾向があるようである。本事業において、教室の質、すなわち耐久性や学習者の利便性について最低基準を設けるのであれば、多くの関係者が質にこだわらないなかで、建設の質を確保するためには頻繁なモニタリングは特に重要である。基本的な建設工具・技術の適用、適切な基礎工事、セメントと砂の適切な混合率の適用、セメントへの十分な水かけ、適切な屋根の梁構造づくり、十分な採光の確保など、現場で確認すべき点は様々である。また、建設作業のなかで住民参加度を高めると、住民側の生活・生存上の都合や、他の開発事業との兼ね合いなどから、作業工程が予定どおり進まずに遅延する困難が発生しやすくなるが、経験があり住民から信頼されるNGOによる恒常的なモニタリングは、住民による本事業への優先度の維持、事業停滞につながる深刻な問題の見極め、関係者間の適切な調整、適切な介入の選択などによって困難を最小限に抑える機会となるであろう。

CBBECの運営についても、WEOが、これまでの政府小学校への管理監督の手法を安易に踏襲しないか、住民に対して運営のオプションが的確に伝えられるか、住民が指向する柔軟な運営が基礎教育の普及の視点から適切な範囲のものなのかなど、NGOがモニタリングし助言することで、柔軟かつ適切な運営体制の構築に貢献できるであろう。

#### 5-4 開発調査の実施について

2003年度新規案件として開発調査「オロミア州スクールマッピング・マイクロプランニング」の要請があげられた。本件は、技術協力プロジェクト「エチオピア住民参加型基礎教育改善プロジェクト」と同様にオロミア州で行う教育案件であることから、より効果的な協力をめざすため、技術協力プロジェクトと連携させることで検討を行ってきた。そこで、開発調査の実施可能性に関する情報収集を行った（OEB、USAID、BESOII：USAIDのプロジェクトへのインタビュー）。結果は以下のとおり。

##### (1) オロミア州の教育情報の整備状況

オロミア州のフォーマル校に関する基本的な情報は統計として整備されている（EDUCATION STATISTICS ANNUAL ABSTRACT）。

また、USAIDによるBESO IIプロジェクトのStrategic Planning DevelopmentというコンポーネントではProjection Supportという活動において、上記の情報が既にシステムに入力されている。これにより、指標別・地域別・学校別のデータを引き出すことができ、必要なコスト、教

員数等が試算できるようになっている。

しかしながら、技術協力プロジェクトが対象としているノンフォーマル校に関する情報は十分整備されていない。ただ、一部ゾーンによっては整備されているところもあり、調査団が訪問した北シェワゾーン教育局は、政府校 255 校に対し、ノンフォーマル教育のみを扱う学校が 515 校あることを把握しており、各校の始業・就業時間、男女別レベル別生徒数、男女別教員数（無資格）が整備され、毎年更新されているとのことであった。各ゾーンで整備されているかどうかは今後更なる調査が必要だが、教育局で一元的に管理されていない。

また、OEB が以前から要望している学校の位置情報についても整備されていない。

## (2) 他州でのスクールマッピングの実施方法・実績

他州で行われたスクールマッピングについては、1995 年末から 1997 年にかけて、南部諸民族州 (SNNPR) とティグレ州で USAID が汎地球測位システム (GIS) や地理情報システム (GPS) を活用して実施したケースがある。概要は以下のとおりである。

- ・ World Food Program や USAID がもっていたデータベースを利用。
- ・ ティグレ州では地理情報等をデジタル GIS 化し、南部州では紙の地図に加工。
- ・ ローカルコンサルタントを採用して実施。その手順は、①データ収集の研修及びデータ収集。南部州ではワレダスタッフ及び高卒の若者に日当を払って収集した。1 ワレダ当たり 1 か月 1 名で実施。②データ入力。GIS 専門家が州教育局スタッフを研修して実施。③ユーザー（州、ワレダ）の研修。
- ・ 南部州では 2 年前にデータを更新したが、ティグレ州では更新されず。
- ・ 現在スクールマッピングの結果は活用されていない。原因としては、①Tigray 州ではデータ収集・入力を担当するワレダ行政官の異動が多く、そのための研修を受けた人材がいなくなったためデータ更新が十分になされなかった。②GIS, GPS 等の技術指導に重きを置きすぎて、「スクールマッピングをどう活用するか」についてのユーザー研修が十分に機能しなかった。
- ・ USAID がオロミア州で今後スクールマッピングを実施する予定はない。

## (3) BESO II の動向

スクールマッピングに加え、マイクロプランニング（地域の教育改善計画策定）も先方からの要請内容に含まれているが、これに関しては、USAID (BESO II) が州レベルの教育行政官に対する Strategic Planning Workshop の実施を予定している。内容は年次計画策定や予算策定の研修である。

また、ワレダ行政官対象のワークショップも実施予定だが、能力向上省によるオロミア州対

象の同様の研修も実施予定であり、重複を避けるためにオロミア州は BESO II の計画を見直すよう USAID に依頼している。

これらの研修内容と、要請されているマイクロプランニングの内容は類似していることから、日本側が独自にマイクロプランニングを実施するのは困難であると思われる。

#### (4) 開発調査の基本計画 (案)

以上の調査結果より、次のような開発調査が妥当ではないかと考えられる。

##### 1) 目標

オロミア州全地域においてスクールマッピングを行い、オロミア州の基礎教育計画作成に資する情報を整備する。

##### 2) 想定される C/P 機関

OEB 計画・プロジェクト部 EMIS チーム (統計担当)

(※EMIS: Educational Management Information System)

##### 3) 対象地域

オロミア州全 197 ワレダ (面積 35 万km<sup>2</sup>、人口 2,400 万人)

##### 4) 収集する情報の範囲

ノンフォーマル校に関する情報や、学校の位置情報等はまだ整備されていないため、これらの情報を収集することとする。ただし収集する情報が膨大であると持続性に問題があると思われるので、分野は基礎教育に絞り、収集する情報は最低限にとどめることとする。

#### (5) 協力時期

2004 年 4 月ごろより開始。雨期 (6 月後半～9 月前半) と小雨期 (2 月後半～4 月前半) にはフィールド調査が困難となるため、スケジュール作成には留意が必要である。協力期間については今後検討する。

#### (6) 留意事項

##### 1) 簡易な方法で実施する

WEO にはコンピューターが整備されておらず、行政官もコンピューター操作に習熟していないため、GPS や GIS を活用したデータ収集をワレダ行政官が実施するのは持続性の面から困難と思われる。したがってワレダでは簡便な方法で情報を収集し、収集したデータを OEB

のシステムに入力し、その結果を紙でワレダに配布するなど、簡易な方法を選択するほうが望ましい。よってワレダへのコンピューター供与は行わない方がよいと思われる。

## 2) スクールマッピング実施マニュアル・活用マニュアルを整備する

USAID が実施したスクールマッピングは、情報収集を担当するワレダ行政官の異動が多かったことから、アップデートがなされなかった（南部州）。そのため、行政官が異動してもそのノウハウが残るようスクールマッピングの実施マニュアルを整備することは必須である。

また、スクールマッピングをどう活用するか、に関するユーザー研修（対象者：ワレダ行政官）があまり行われなかったため、現在活用されていない。しかし上述のとおりワレダ行政官の異動が多いため、活用方法に関するマニュアルも整備すべきである。

もちろんマニュアルだけでなく彼らに対する研修も必須である。その際、例えば BESO II プロジェクトでワレダ行政官を対象とした *planning & management* 研修と関連させる形で行うのがより効率的だと思われる。

## 3) フェーズ2の可能性

スクールマッピングの結果と、技術協力プロジェクトで確立された CBBEC の計画・建設・運営ガイドラインを用い、就学率・経済状況の異なるパターンで地域を分け、それぞれの地域（パターン）に応じた CBBEC モデルを実際の学級建設・運営を通じて開発することも選択肢として考えられる。

しかしながらフェーズ2の実施にあたっては、技術協力プロジェクトの進捗状況と他ドナーの動向を考慮したうえで判断することとする。

## (7) 今後の予定・検討事項

本開発調査に関しては、あくまで OEB の要望聴取と USAID の過去の経験について情報収集を行ったのみにとどまっており、OEB 等想定される関係機関とは一切協議を行っていない。

本案件が採択されたあと、具体的な実施方法についてスクールマッピングに携わったコンサルタント・有識者とともに検討し、エチオピア側関係機関との協議を進める必要がある。

## 5-5 団長所感

### (1) 計画の妥当性に関して

#### 1) ノンフォーマル校を対象とすることについて

エチオピアの教育開発の課題は多い。若年層の識字率は55%で、アフリカ地域平均（76%）と途上国平均（84%）を大きく下回っている。初等教育就学率も71%と途上国のなかでもかな

り低く、アフリカ諸国の平均（81%）を下回る。さらに、男女格差も大きく、小学校就学率では男子 85%、女子 57%と大きな開きがある。ミレニアム開発目標のひとつである 2015 年までに基礎教育完全普及及び男女格差解消のためには、正規の学校だけではなくてノンフォーマル校の普及が必要である。ノンフォーマル教育は低コストで質の高い教育のモデルを提供する可能性をもつ。州政府もその必要性を認めており、ノンフォーマル校から通常の学校への転校など「同等化」が進んでいる。オロミア州では同州で始めた「同等化」の試みが全国に広まったとの自負心をもっている。ノンフォーマル教育は JICA にとって比較的新しい協力分野であるものの、エチオピアでは開発福祉支援の経験を有する。この経験を生かしてプロジェクト成果をあげ、OEB、更に教育省本省がノンフォーマル教育を有効に活用できるような政策的な提言に結びつけることができると思われる。

\*統計は「UNESCO EFA モニタリングレポート 2002」による。若年（15 歳から 24 歳）識字率は 2000 年統計、小学校就学率は 1999/2000 年統計。

## 2) ノンフォーマル校を対象とする課題

OEB におけるノンフォーマル教育の予算が少ないこと、及び人員配置の少ないことが課題としてあげられる。これまで NGO による投入が多かったために、OEB および WEO は NGO に依存していた面もある。しかし、今後はノンフォーマル校の設立と運営更に質の向上に州及びワレダが自主的にかかわっていかねばならないとの意識は高い。地方政府の効果的な役割についてはプロジェクトを通じて構築していく必要がある。

## 3) オロミア州で協力することについて

オロミア州は人口 2,400 万人を持つエチオピア最大の州である。首都に近いにもかかわらず、教育指標はティグレ州や南部諸民族州などよりも低く、ニーズの高い地域である。オロミア州での教育開発はエチオピア全体の教育開発に大きな影響を及ぼすことになる。

## 4) オロミア州での協力の課題

中央政府ではなくて OEB を C/P としてプロジェクトを実施するうえでの課題がある。予算や人員などの不足に加えて、優秀な人材が国連機関や NGO などに移動してしまうというキャパシティの問題は深刻である。プロジェクト実施に際しても、人材の確保と能力向上に通常以上の努力と配慮が必要であると思われる。オロミア州は多様性をもつ州であり、就学率についても州内での地域格差が大きい。同じやり方がすべての地域で成果があるとは考えにくいので、アプローチについても十分な調査が必要となる。

## (2) プロジェクト実施に向けての留意点

### 1) プロジェクトの実施体制

長期専門家の数が少ないプロジェクトとなる。一方、業務は多岐にわたり業務量も多い。最低でも3名の長期専門家がOEBに常駐することが必要であると思われる。OEBの人員も限られているので、ガイドラインの作成やモニタリングなどにローカルコンサルタント等の戦略的な活用が求められる。

### 2) プロジェクトの開始時期

これまでの調査団の来訪と調査・協議、企画調査員やパイプライン専門家との協議を通じて、オロミア側のやる気は高まっており、1日も早く活動を開始したいとの意向を明らかにしている。このやる気を逃すことなくプロジェクト活動につなげることが求められる。R/D署名は10月になるが、それまでにパイプライン専門家とオロミア側プロジェクト責任者が中心となって、ワレダの選定などを含めてプロジェクト活動を進めることが望ましい。

### 3) 日本での研修

初年度の研修は、できるだけ早い時期にオロミア側のキーパーソンを3名、日本で研修する。2名は視察中心で、残りの1名はマネジメントやノンフォーマル教育に関する研修を加えるのが適当であると思われる。また、もし研修枠が確保できれば、教育省計画局からも1名、視察研修に加わることで、教育省の理解と関心を高めることに貢献できる。さらに、プロジェクト開始直後に4年間の研修計画を暫定的に作成しておくことが望まれる。

日本での研修の結果を帰国した研修員がエチオピア側でセミナー等を通じて、広く関係者に伝えることが望まれる。日本の協力で機材の充実したEMA等を活用してテレビやラジオでも紹介することなども考えられる。

### 4) プロジェクト運営のための委員会など

合同調整委員会(JCC)はプロジェクトに関する重要な事項を決定する委員会であるが、MOFED及び教育省(MOE)ではcoordinationという言葉がプロジェクトの日々の活動レベルを対象とするものと理解しており、委員会の重要性に対する認識が低いという印象を受けた。Steering committeeならば中央省庁からも参加する必要があるとのことであり、MOE、MOFEDに加えて能力向上省も参加すべきであるとの意見が出た。言葉の問題であるのならば、JCCをJSCなどに変更して、年1回程度の会合で中央省庁とのパイプをつくっておくことは好ましいと思われる。



## 5) NGO との関係

オロミア州で活動する NGO の数は多く、その経験と専門性をプロジェクト活動にも生かしていくことは必要である。しかしながら、OEB では NGO に仕事を全面委託することに対しては消極的であり、あくまでも州が主体となって NGO を含む人材をコンサルタントとして活用することとしたいとの意見であった。政府と NGO の微妙な緊張関係がうかがわれる。NGO を中心とするローカル人材の戦略的な活用はプロジェクトにとって大切なことであるが、OEB の意向を尊重してコンサルタント選定などの過程を共有しながら実施することが望まれる。

## 6) オロミア州の対象ゾーンについて

OEB からは、東ワレガを含めた 4 ゾーンを対象としてほしいとの強い要望があった。しかしながら、プロジェクトの効果的な運営のためには 3 ゾーンとすることが適切であるとの説明で理解してもらった。同ゾーンでは、草の根無償による学校建設などを行うことによりオロミア州側の要望に沿っていくことが望ましいと考える。

## 7) 住民参加について

OEB との話し合いは、企画調査員とパイプライン専門家の努力で十分に行われている。住民の意識などについても、州教育局からある程度の手応えを得ているものの、今後、更なる調査が必要であると思われる。

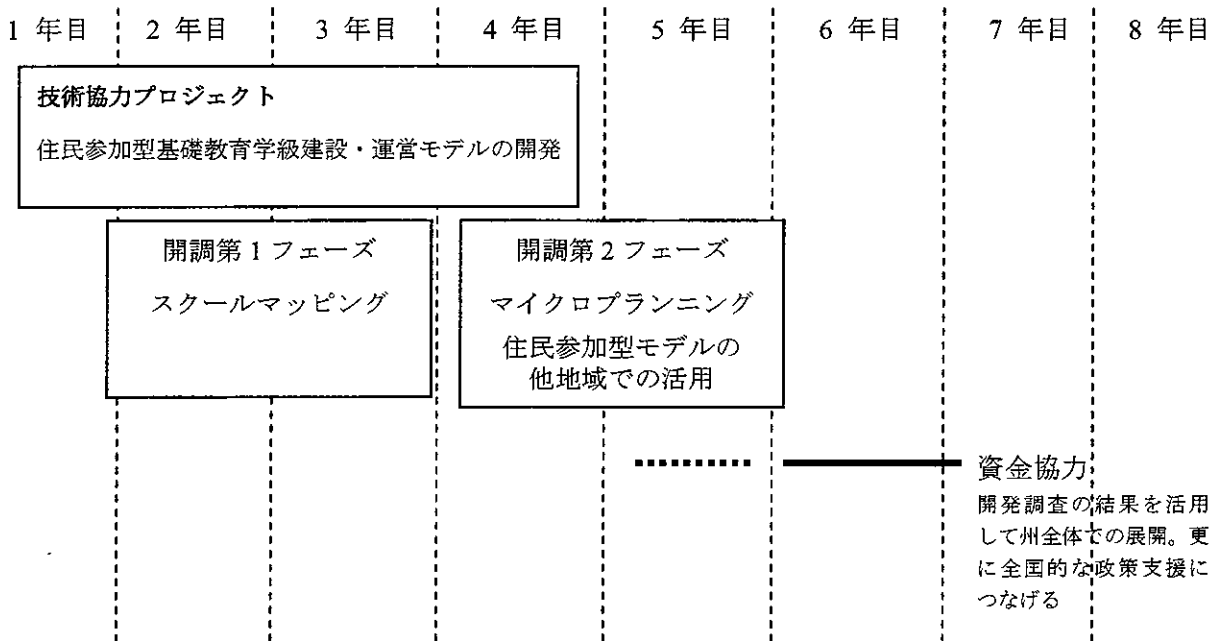
## (3) 開発調査の実施について

技術協力プロジェクトと開発調査を戦略的に実施することは、プロジェクト成果を広げ、政策レベルでの提言にまで高めることにつながる。現在、スクールマッピングとマイクロプランニングの要請が出ており、オロミア州側が大変に熱心である。これまでに USAID とフィンランドの協力でティグレ州、南部諸民族州、アムハラ州でスクールマッピングが行われたが、その成果が必ずしも効果的に使われているわけではない。USAID の BESO プロジェクトの経験から、技術的な研修に加えて、マップをどのように活用するかの研修により多くの力を注ぐべきであるなどの教訓が得られた。実施に際しては、既存の資料を使ってできるだけ簡便な内容のマップとし、ワレダには印刷した紙での配布などをする「使いやすさ」への配慮が大切であろう。そして、十分な研修によりマップの使い方を徹底する。また、第 2 段階でのマイクロプランニングでは、BESO の協力により能力向上した人材を活用して、技術協力プロジェクトの成果であるモデルを異なった条件の地域で実施することなどが考えられる。

#### (4) プロジェクトの面的な広がり、援助モダリティについて

##### 1) ノン・プロジェクト無償援助見返り資金などの資金協力との組み合わせ

州教育局からはプロジェクトのなかで、できるだけたくさんの学校を建設したいとの要望が出されていた。プロジェクト活動のなかでは能力向上をめざすので約 20 校という規模での協力となる。開発調査の組み合わせと同時に、資金的な協力も中・長期的に視野に入れる必要があると思われる。技術協力プロジェクトの成果を核とした資金協力では、単独の一般財政支援よりも透明性と説明責任が高まる。一般財政支援を中心とする EU や英国国際開発庁 (DFID) はエチオピア側のやり方に多くの不満を持っており、非プロジェクト援助 (NPA) として教育セクターへの資金協力を行ってきた USAID も資金協力の難しさを強調する。しかしながら、日本の協力ではプロジェクト成果を一層普及させるための資金協力としての明確な方向性をもった資金協力となり、モニタリングや成果の確認などの面での優位性があると思われる。



##### 2) 援助手続きについて

MOFED から、日本の協力は始まるまでにミッションが多すぎることや、実際の活動に使われる費用に比べて専門家派遣を含むオペレーション費用が高いことへの危惧が述べられた。技術協力の特徴や事前評価の大切さについて説明を続ける必要があると同時に、JICA 側でも手続きの簡略化やプロジェクト運営の柔軟性についての努力を重ねる必要があることを感じた。

また、大使館表敬では、庵原大使よりプロジェクト実施に関する留意点として以下のような点が指摘された。

- a) プロジェクト実施に関しては、一般無償で遠隔教育機材整備が行われた EMA を活用する

ことが望ましい。

- b) 教育の内容が実学を含む役に立つ教育であることを考えるべきである。社会に蓄積されたノウハウを教育内容に加えることが、まさしくノンフォーマルの価値を示すことにもなる。国連世界食糧計画（WFP）では、衛生教育のような実際的な内容を入れている。
- c) MDG との関係についても考えていく。2005 年までに初・中等教育の男女格差を解消し、2015 年までに基礎教育の完全就学をめざすというグローバルな目標が設定された。質的・量的な教育課題のバランスが大切である。
- d) 教育の質については国連教育科学文化機関（UNESCO）等との協調を考える。双方がメリットを得るようなやり方があるはずである。
- e) オロミア州は人口 2,400 万人のエチオピア最大の州であり、エチオピアの開発における重要性が高い。日本の協力もオロミア州に多い。オロミア州では NGO の協力が多く、開発協力と貢献の統一性を図るために州政府が NGO を対象としたワークショップを行った。
- f) オロミア州での協力ではあるが、エチオピア全体の教育関係者などにもプロジェクトについての理解を広める必要がある。日本の教育協力についてアピールし、多くの人々に知られ存在感を示すことのできるようなプロジェクトにすることが大切である。

## プロジェクト形成に向けての考察

### はじめに

本書は、パイプライン専門家が、これまで行った調査や関係者との話し合いを参考に、考察したものである。

4月から5月にかけて、パイプライン専門家とC/Pは、政策関連、ドナー関連等の資料を収集する一方、日本側の関係者、オロミア州教育局内の関係者、NGO関係と、様々な形でプロジェクトの内容に関しての相談をしてきたが、少なくとも以下の事項について、関係者の合意と賛同を得ていると理解している。

- (1) 基礎教育の普及はエチオピア国内及びオロミア州において、重要かつ緊急の課題であり、その普及のために、ノンフォーマル教育の普及は、フォーマル教育と並び大事なひとつの手段として理解されている。
- (2) 地方分権化政策の下、教育行政もワレダ（郡）の権限と責任が増加している。本プロジェクトでは、これまで主にNGOなど外部の開発援助団体が主導で活動を進めてきたノンフォーマル教育という分野を、行政主導で行おうというもので、活動推進のためには教育分野の行政官、特にワレダレベル行政官の能力向上が不可欠である。
- (3) 本プロジェクトの内容は、地域住民参加型の基礎教育センターの新規建設及びその運営支援を含むものである。

これらの大筋の合意事項に基づき、プロジェクト概要と、プロジェクトの実施体制や活動内容、課題に関する考察を試みたので、本書を借りてその一部を日本側関係者と共有したい。

プロジェクトのアウトラインについては、おおむねC/Pとも共有しているが、本書の内容についての責任はすべて専門家個人のものであることを付記しておく。

2003年5月30日

住民参加型基礎教育改善プロジェクト  
パイプライン専門家  
北詰秋乃

## プロジェクト形成に向けての考察改訂版

6月1日から4日にかけて、JICA エチオピア事務所小嶋企画調査員及び、JICA 本部社協部第二課山口直子ジュニア専門員と、本書に関する話し合いを行った。また、6月10日、小嶋企画調査員からコメントを頂いたので、話し合いの内容と、山口、小嶋両氏のコメントを取り入れて、一部改訂を行った。

2003年6月11日

北詰秋乃

# 目 次

はじめに

住民参加型基礎教育改善プロジェクト概要（案）

|  |    |
|--|----|
| 1. ワレダ教育事務所の能力向上について.....              | 86 |
| 1-1 ワレダ教育事務所能力向上へのニーズ .....            | 86 |
| 1-2 ワレダのキャパシティー・ビルディング計画 .....         | 86 |
| 1-3 考えられるシナリオ .....                    | 87 |
| 2. ノンフォーマル教育センターの建設について.....           | 88 |
| 2-1 デザイン .....                         | 88 |
| 2-2 建設の実施体制 .....                      | 88 |
| 2-3 センターの数について .....                   | 89 |
| 3. ノンフォーマル教育建設資金の流れについて.....           | 92 |
| 3-1 考えられるシナリオ .....                    | 92 |
| 4. NGO との連携について.....                   | 93 |
| 4-1 各種ガイドラインづくり .....                  | 93 |
| 4-2 建設過程アドバイザー .....                   | 93 |
| 4-3 ファシリテーター・トレーニング .....              | 94 |
| 4-4 NGO に仕事を委託する場合の手続き.....            | 94 |
| 4-5 いくらかかるか.....                       | 94 |
| 5. ノンフォーマル教育センターにおける教育サービスの内容について..... | 95 |
| 5-1 カリキュラム .....                       | 95 |
| 5-2 教室運営 .....                         | 95 |
| 5-3 学校カレンダー・シフト .....                  | 95 |
| 6. ファシリテーターについて .....                  | 96 |
| 6-1 選考基準.....                          | 96 |

|     |                                    |     |
|-----|------------------------------------|-----|
| 6-2 | ステータスと給与 .....                     | 96  |
| 6-3 | 考えられるシナリオ .....                    | 97  |
| 7.  | ノンフォーマル教育センターのサステナビリティ確保について ..... | 98  |
| 7-1 | ノンフォーマル教育センターの財政マネジメント .....       | 98  |
| 7-2 | 考えられるシナリオ .....                    | 98  |
| 8.  | 人的体制について .....                     | 99  |
| 8-1 | 日本人専門家について .....                   | 99  |
| 8-2 | エチオピア人プロジェクトスタッフについて .....         | 99  |
| 9.  | 日本側/エチオピア側の投入について .....            | 101 |
| 9-1 | 日本側投入 .....                        | 101 |
| 9-2 | オロミア州側投入 .....                     | 101 |
| 9-3 | 懸案事項 .....                         | 102 |

## 住民参加型基礎教育改善プロジェクト<sup>1</sup>概要（案）

### (1) プロジェクト目標

オロミア州の選定されたワレダにおいて、教育行政官の能力向上を通して、地域住民、特に学齢児童の基礎教育へのアクセスが向上する<sup>2</sup>。

### (2) ターゲット

オロミア州、特に選定されたワレダにおける教育行政官

### (3) 裨益者

選定されたワレダの教育行政官

選定された地域<sup>3</sup>に居住する未就学児童（7歳から14歳）

選定された地域に居住する未教育の若者<sup>4</sup>

選定された地域に居住する学齢児童の保護者

### (4) プロジェクト地

オロミア州4ゾーン（西ハラルゲ、アルシ、北シェワ及び東ワレガ）、各ゾーン2ワレダ

### (5) 成果

1. 選定されたワレダ教育事務所の基礎教育担当官の、ノンフォーマル教育センターの計画・マネジメント能力が向上する。
2. 選定されたワレダにノンフォーマル教育センターが建設される。
3. 建設されたノンフォーマル建設センターが住民組織とワレダ教育行政のパートナーシップで運営、維持される。

---

<sup>1</sup> プロジェクトの英文タイトルについて、長くて分かりにくいので、C/P と、変更を提案したいと話し合っている。“Project of Community Participatory Basic Education Improvement”を“Community-based Basic Education Project”に代えてはどうだろうか。

<sup>2</sup> アクセスの向上は、プロジェクト目標ではなく、上位目標においた方がよいという指摘があった。あえてここでは修正をしないが、今後の協議によって、必要があれば改定を行っていききたい。

<sup>3</sup> ノンフォーマル教育センターの新規建設は、選定されたゾーンから選定されたワレダにおいて行われるが、ワレダ全土をカバーできる規模のものとは想定しがたい。現実的にはワレダのなかでまたセンター建設地をいくつか選定し、その学区の児童（もしくは青年・成人）だけがプロジェクトの直接裨益者となる。

<sup>4</sup> 学齢以外の住民への基礎教育の必要性は、C/P から強硬に主張されている。日本側関係者では、学齢児童中心の協力を絞った方がよいという考えが優勢であるが、今後の協議で、オロミア側から強く主張される可能性はある。まず、日本側で考えを固めたうえで、協議に臨む必要があるだろう。改定前のペーパーには、成果の部分で言及していた学齢児童以外の住民への基礎教育は、今回カットした。



4. 建設されたノンフォーマル教育センターの学区（及びその周辺）に居住する学齢児童（男女とも）の良質な基礎教育へのアクセスが向上する。

## (6) 活動

### 1. ワレダ教育事務所、基礎教育担当官の能力向上

- 1.1 オロミア州教育局において、ワレダ・レベル計画ガイドラインが作成される。
- 1.2 ワレダ教育事務所関係者対象の計画ワークショップが開催される。
- 1.3 各ワレダ教育事務所が、基礎教育分野における適切で現実的な3年後の目標を設定する。
- 1.4 各ワレダにおいて、ノンフォーマル教育センター建設の対象地が選定される。
- 1.5 1.3 で設定された目標の達成度が定期的にモニター、評価される。

### 2. ノンフォーマル教育センターの建設・環境整備

- 2.1 オロミア州教育局において、ノンフォーマル教育センター建設過程ガイドランが作成される。
- 2.2 ワレダの教育・トレーニングボードを対象に、ノンフォーマル教育センター建設過程にかかわるセミナーが開催される。
- 2.3 ワレダの教育事務所が、センター建設地として選定された地域の住民との連携により、ノンフォーマル教育センターの建設過程をファシリテートする。
- 2.4 ノンフォーマル教育センターが建設され、各地域の住民組織に委譲される。
- 2.5 建設されたノンフォーマル教育センターに必要な家具等が配備される。
- 2.6 建設された各ノンフォーマル教育センターに、必要な教材や教科書が供給される。

### 3. ノンフォーマル教育センターの運営

- 3.1 住民参加型ノンフォーマル教育センター運営ガイドラインが作成される。
- 3.2 各ワレダ教育行政官が、対象地域住民に対し、センター運営に関するトレーニングを実施する。
- 3.3 地域住民組織（センター運営委員会）が各センターごとに組織され、運営される。
- 3.4 建設された各ノンフォーマル教育センターにおいて、住民組織が基礎教育プログラム（年間活動計画、時間割等）を作成する。
- 3.5 住民組織（センター運営委員会）がワレダ行政との連携で、各ノンフォーマル教育センターを運営する。
- 3.6 住民組織（センター運営委員会）とワレダ教育事務所は定期的にセンターの活動をモニター・評価する。

#### 4. 良質な基礎教育提供/ファシリテーターの確保と質の向上

- 4.1 住民組織（センター運営委員会）とワレダ教育事務所が必要な数の教員（ファシリテーター）を選定し、訓練する。
- 4.2 建設された各ノンフォーマル教育センターに、適正な数のファシリテーターが配置される。
- 4.3 ファシリテーターが学齢児童に良質な基礎教育を提供する。
- 4.4 各センターのファシリテーターが定期的に研修を受ける。
- 4.5 ファシリテーターの研修システムが確立される。

#### (7) 投入

<日本側>

- ・長期専門家
  - 教育/教員能力向上
  - プロジェクト調整員/教育機関運営<sup>5</sup>とモニタリング評価
  - 住民参加型開発/行政官能力向上
- ・短期専門家<sup>6</sup>
  - 学校建設/インフラ
  - 児童心理
  - 教員研修
  - 教材開発
  - 視聴覚教育
  - 社会教育
  - モニタリング・評価手法 等
- ・コーディネーター（現地コンサルタント）<sup>7</sup>
- ・車輛
- ・プロジェクト事務所 OA 機器（コンピューター、コピー機、OHP、データ・プロジェクター、スキャナー、プロジェクション・スクリーン）
- ・センター建設資材（トタン板、釘、セメント等）

<sup>5</sup> 学校運営ではなく、教育機関運営という、より一般的な呼称にしてみた。オロミア州では、ノンフォーマル教育センターに関して、「学校」という呼び方をしないからである。学校運営と内容的な違いはないと理解している。

<sup>6</sup> 小嶋企画調査員のノート『エチオピア基礎教育プロジェクトコンセプト試案』（2002年7月）を参考にさせていただいた。

<sup>7</sup> NGOへの業務委託に関しては、オロミア側から強硬に反対される可能性が高いので、現地コンサルタントを日本側の投入に加えることを提案したい。プロジェクトが直接コントロール可能な人員で、地方の活動をファシリテートする人が数名必要になってくると考える。あえて合意文書で言及する必要はないと思うが、予算にかかわることなので、ここで言及している。

- ・センター建設工事費（コントラクター/大工への支払い等）
- ・行政官トレーニング費用、文具等
- ・ファシリテーター・トレーニング費用、文具等
- ・各センターの家具等
- ・各センターへ配布用の教材、教科書（印刷代含む）
- ・プロジェクト事務所専用電話使用料及びインターネット使用料
- ・建設終了後1年間分のファシリテーター（各センター2人分）給与
- ・ワレダ事務所へ：モニタリング用オートバイ各1台

<オロミア側>

- ・プロジェクトスタッフ
  - プロジェクトディレクター
  - プロジェクトマネージャー
  - 教育/教員能力向上
  - 住民参加型開発/行政官能力向上
  - 教育機関運営/モニタリング・評価
  - 計画
  - センター建設
  - 財務管理
  - ワレダ・ノンフォーマル教育担当官
- ・補助スタッフ
  - 秘書
  - 運転手
  - ロジスティクス
  - 掃除係（非常勤）
- ・プロジェクト事務所及び事務所光熱費
- ・燃料代
- ・事務所消耗品、文房具
- ・プロジェクトスタッフの給与及び出張手当
- ・ワレダ行政官のモニタリング・評価用出張手当
- ・センター建設後1年以内に各センターに最低1名の教職員配置

## 1. ワレダ教育事務所の能力向上について

### 1-1 ワレダ教育事務所能力向上へのニーズ

地方分権化に伴い、次第にワレダ行政への責任と権限が移行しているが、彼らが滞りなく必要な責務を遂行するために、ワレダ行政官の能力向上が不可欠だということは、オロミア州教育局でも強く認識されている。

### 1-2 ワレダのキャパシティー・ビルディング計画

BESO が活発にオロミア州の計画・マネージメント能力向上を支援しようと動いている様子がある。BESO 職員 (Dr.ジョセフ) によれば、USAID からの資金援助の目処がつき次第、今予算年度末から来予算年度初めにかけて、ワレダ・レベルの教育行政官対象のトレーニングを開始する予定だという。5月14～18日に実施されたオロミア州教育局次年度計画作成ワークショップでも話題になったように、同局では基礎教育普及の代替案としてのノンフォーマル教育センターを州の計画のなかで、メインストリーム化する必要性が認識されつつある。したがって、BESO の開発したモジュールにのっとった計画・マネージメントのトレーニングのなかに、当然ノンフォーマル教育センターの建設・拡大が含まれてくることが予想される。時期、対象ワレダ、方法などについて、詳細はオロミア州と BESO の協議によって決まってくるらしい。

このような流れのなか、JICA のプロジェクトはオロミア州教育局の、ワレダ行政能力向上に関する計画が視野に入っていることが必要であると考ええる。BESO と分野的棲み分け (BESO は計画・マネージメント研修を行い、JICA はワレダへの機材供与のみを行う) をするか、あるいは、地域的棲み分け (JICA プロジェクト対象地においては JICA のリソースを使って計画・マネージメント研修を行い、その他は BESO やその他のリソースを使って研修を行う) をする必要があるのではないかと考えている。後者の棲み分け方法を選択した場合にも、オロミア州側が BESO のモジュールを採用するという意向をもっている場合は、当然 BESO との連携プレーが必要になるだろう。

パイプライン専門家は、更にオロミア州教育局側の意向を調査するとともに、BESO とも連絡をとっていく予定である。

一方、教育行政官のキャパシティー・ビルディングについてはドナー・グループが作業グループをつくって議論している (5月6日 ARM) ので、そちらの動向も見極めつつ、必要に応じて日本側の意向を他のドナーなどに表明していくことも、JICA 在外事務所や大使館経協班に検討していただきたい。

### 1-3 考えられるシナリオ

(1) JICA プロジェクト対象ワレダにおいてのみ、ワレダ行政官対象の計画・マネージメント研修を行う。できる限り BESO のモジュールに忠実に、州教育局の職員がその研修を担当するが、資金はプロジェクトが支援する。

(2) JICA プロジェクトでは、計画・マネージメント研修は実施しない。しかし、プロジェクト対象地域での BESO トレーニングに関して、JICA のプロジェクトというリソースがあることを認識したうえで、ノンフォーマル教育センターの新規建設をその計画エクセサイズに入れてもらうようにする。

(3) プロジェクトでトレーニングは実施しないが、BESO トレーニングの内容にもある、ワレダ・レベルのデータベースの整理、計画情報の整備、また、将来的には人事情報をコンピューターを使用して管理するために、対象ワレダに対してコンピューターとその付属品の支援を行う。

(1) と(3)のコンビネーション、あるいは(2)と(3)のコンビネーションも可能。

## 2. ノンフォーマル教育センターの建設について

### 2-1 デザイン

オロミア州教育局では、既に NGO のサイトなどで採用されているノンフォーマル教育センターのデザインを普及型のデザインとして採用している。政府小学校のナショナル・スタンダード以外の小学校（あるいはノンフォーマル教育センター）建設デザインに関する手続きは、通常成人及びノンフォーマル教育チームが評価してから、局のプロジェクト・コーディネーション部に送られ、同部が承認することになっている。

しかしながら、NGO の建設するノンフォーマル教育センター（アクセスセンター、ラーニングセンターなど）は、組織によってかなりバラつきもあり、建設費用も 5 万ブルから政府校と同等の数十万ブルまでと様々である。

### 2-2 建設の実施体制

建設に際し、最も頭の痛い問題が建設の実施体制である。これまでのオロミア州における NGO の活動経験や、ワレダ行政のキャパシティーに関する現状にかんがみ、以下のシナリオを考えてみた。

#### (1) シナリオ1 ワレダ センター建設委員会

ワレダ教育事務所を拠点とする、ノンフォーマル教育センター建設委員会を設置する。ワレダキャパシティー・ビルディング事務所、同教育事務所、ワレダ・アドミニストレーション、選定されたコミュニティ代表数名から成る建設委員会を設置し、その委員会が建設にかかわる調達、建設契約、現場監督、地域住民参加促進などのプロセスを進める。KCYDS（ローカル NGO）では、この方法を採用し、これまでに複数のセンター建設を手がけてきた。地方農村地域におけるセンター建設において、ワレダ・レベルに建設委員会を設置することは、現実的かつ効果的と考えられる。地域（行政村=PA）レベルでは資材の調達、大工の選定など、地域内で解決できない事項が出てくる可能性が高いが、ワレダのレベルでなら、これらがスムーズに行く可能性が高い。また、技術的な助言・指導を行うのがワレダ行政の役割であるので、PA レベルに任せ切りではなく、ワレダ行政がセンターの建設過程にかかわることは、彼らの責任の所在をはっきりするうえでも効果的であると考えられる。

ワレダによって異なる可能性もあるが、例えばひとつのワレダに、年度内に 2 か所のセンターを建設する場合、2 つのセンターの合同委員会のようなものがあったもよい。

ワレダ行政のキャパシティーによって、プロジェクト側の負担は比較的大きい。特に、会計処理をどうするかが大きな課題となってくるだろう。

## (2) シナリオ2 NGOに全面委託

センターの建設に関する一切の手続きをNGOに委託する。公開入札を行い、仕事を全面委託する。この方法では、プロジェクトの負担は著しく軽減するが、センター建設を行政のチャンネルを通して行うことが難しくなるため、ワレダ行政のマネージメント能力の向上、オーナーシップの醸成には貢献しがたい。また、行政側には、リソースがNGOに流れてしまったという感情面での摩擦が起きる可能性が高い。

## (3) シナリオ3 折衷案

シナリオ1の方法を採用するが、全体の過程をファシリテートする役をNGOに委託する。

### 2-3 センターの数について

1月の事前評価調査で、オロミア州側と日本側の見解の違いが明らかになり、今後も両者の重要な争点となる課題である。オペレーションの困難さにかんがみると、4年間に20という数はかなり現実的な数字だと個人的には考える。しかしながら、オロミア側には、切実に「数を増やしてほしい」という要望があることから、多少なりともその要望に答える努力を見せながら、しかし現実的な数字で合意にもっていく必要があると考える。ちなみに、オロミア州教育局では、強いて「200」という数字を押そうという姿勢はみえず、できることならば数を増やして欲しいが、できなければ仕方が無いという様子が（少なくとも今のところ、私が接している範囲では）うかがえる。いくつかの案を考えてみた。

#### (1) 20

あくまで、オペレーションの困難さと、内容の充実重視ということで押し通す。ひとつのワレダにつき2~3のセンター設立をめざす。プロジェクト事務所直轄方式で対応可能な範囲。

#### (2) 32

4ゾーン8ワレダにおいて、各ワレダ4センターずつという考え方。初年度は2ゾーン4ワレダにおいて2か所ずつ、次年度は初めの4ワレダに更に2か所ずつと、新たな2ゾーン4ワレダにおいて2か所ずつ、3年目は2年次に開始したワレダに新たに2か所ずつ計32センター建設。建設が終わり、地域に委譲されたところから内容の充実支援とモニタリングを実施する。

建設は、上記の要領で各ワレダ4か所ずつのセンターができる。実施体制については、以下のアイデアがある。初めの年の2センターはプロジェクトの技術指導の下に、建設委員会の設置、建設過程の促進、地域住民への意識向上・参加促進の活動などを実施する。2年目の2センターについては、ワレダ教育事務所が自力でこれら一連の過程をファシリテートするという案である。

以下に活動手順案をまとめる。

|        | 1年目  | 2年目   | 3年目  | 4年目   |
|--------|--|---|--|---|
| Zone 1 | プロジェクト事務所がワレダ・トレーニングを実施。調査・計画、建設地選定、建設委員会設置、各ワレダ2センター建設・委譲の過程を支援 | ワレダ教育事務所が計画、建設委員会設置、各ワレダ新規2センターの建設・委譲の過程をファシリテート。プロジェクト事務所は計画の承認、財政的支援、モニタリングを実施。初年度の2センターに対しては内容充実支援を続行。 | 初年度の2センターのモニタリング。2年度目の2センターの内容充実支援。モニタリング。   | モニタリング                                      |
| Zone 2 |  |   |  |   |
| Zone 3 |  | プロジェクト事務所がワレダ・トレーニングを実施。調査・計画、建設地選定、建設委員会設置、各ワレダ2センター建設・委譲の過程を支援  | ワレダ教育事務所が計画、建設委員会設置、各ワレダ新規2センターの建設・委譲の過程をファシリテート。プロジェクト事務所は計画の承認、財政的支援、モニタリングを実施。第2年度の2センターに対しては内容充実支援を続行。 | 第2年度の2センターのモニタリング。第3年度の2センターの内容充実支援。モニタリング。 |
| Zone 4 |  |   |  |   |

このシナリオでは、プロジェクト支援の下で経験したことを、2年目に自力でおさらいする機会が与えられるので、各ワレダ行政には指導されたプロセスや手法が定着する可能性が高いと思われる。しかしながら、各ワレダ2センターずつの建設をプロジェクト直轄方式で運営するのは、かなり困難を伴うことが予想されるので、プロジェクト側の負担を軽減する何らかの措置（ゾーン・レベルのコーディネーター配置/NGOへの業務委託など）が必要になる。

(3) 40



これは、単に JICA が備上したコンサルタントのレポートに出てくる数字である。コンサルタントは単純に大体の予算総額を 8 ワレダで割った数字を出しているようだが、実施体制などの分析を根拠にして算出したものとは考えがたい。数を正当化するためにレポートが使えないわけではないが、あまり根拠のない数である。(2)のアレンジで 2 年度の建設を 2 から 3 にするという方法もあるかもしれないが、ワレダのキャパシティや、時間的な制限を考え合わせると、1 年度に 2 センターというのは、かなり現実的な数字に感じられる。「感じられる」という感覚的なものではあるが・・。

### 3. ノンフォーマル教育建設資金の流れについて

項目2の体制と密接に関連しているが、資金の流れについて考えられるシナリオを書いてみた。

#### 3-1 考えられるシナリオ

- (1) JICA プロジェクト会計から州教育局 (REB) の口座に振り込み。REB がワレダ教育事務所へ建設資金を送金する。オロミア州側はこれを望んでいるが、いったん REB アカウントに入った資金はプロジェクトのコントロール範囲外に置かれるので、手続きや送金の遅れ、不備などによって、プロジェクトの活動進捗に深刻な影響を与える可能性もある。
- (2) JICA プロジェクト会計から建設資金をワレダ・レベルの建設実施組織 (ワレダ・センター建設委員会) に送金。委員会が銀行口座をもてることが条件となる。委員会での会計管理を頻繁にモニターする必要がある、プロジェクトの負担は大きい。
- (3) JICA プロジェクト会計から、資材調達、コントラクトなど、必要が生じると、委員会のリクエストに基づいて支出する。支出の正当性についての理由づけ、内容などについて、実施管理/コーディネーション担当の NGO が助言、指導する。例えば、NGO コーディネーターの指導の下、委員会は建設資材の見積書を収集、資材関連の予算申請書を作成して、プロジェクト事務所に申請。プロジェクト事務所が承認したあと、送金手続きが行われる。
- (4) NGO に建設委託金を支払って、建設過程を一括して任せる。プロジェクト事務所の負担は大きく減少する。しかしながら、NGO とワレダ行政の関係が「提供する側」「提供される側」となり、スムーズにいかなくなる可能性がある。また、事務処理能力が高いと予想される NGO 側に、会計処理などの仕事が任されてしまうため、ワレダ・レベルの実施組織 (センター建設委員会) のオーナーシップと、会計処理能力向上の機会が低下するおそれがある。

(2)あるいは(3)のシナリオの場合、最寄の街の銀行が使いにくい場合の対処をどうするかが課題である。

## 4. NGO との連携について

本プロジェクトは当初から「NGO との連携」を念頭に、準備作業が進められてきた。オロミア州教育局では、一般論としては NGO との連携を奨励しているものの、実際に何かを合同で行うという感覚はなく、むしろ「お金がかかる（人件費やオーバーヘッドコストが必要以上に大きい）」ので、一緒にはできがたいといった見方が優勢で、同じリソースを使うのならば、行政側にその業務を任せてほしいという要望が強い。日本側の関係者のなかには、プロジェクトの想定される活動の中の一部、特にノンフォーマル教育センターの建設や、ファシリテーターのトレーニングを NGO に委託していくというようなアイデアが出されていたが、実際に、オロミア州側との関係をうまく保ちながら、例えば日当・宿泊費等の基本レートが異なる行政官と NGO ワーカーが、何のわだかまりもなく共に活動するという図を描きにくい現状にある。

以下に、NGO とオロミア州教育行政（ゾーン/ワレダ含む）との連携の可能性について、検討できそうなことを挙げる。

### 4-1 各種ガイドラインづくり

これまでに小職と C/P の間で話し合われてきたプロジェクトの活動内容のなかに、各種ガイドラインづくりがある。ワレダ計画立案ガイドライン、住民参加型ノンフォーマル教育センター建設ガイドライン、ノンフォーマル教育センター運営ガイドラインなどのアイデアがあるが、これらの分野で経験がある NGO に、このガイドラインづくりに参加してもらうことは大いに意義のあることと考える。複数の NGO の成功例・失敗例を十分検討したうえで、よりよい住民参加型ノンフォーマル教育センターの計画・建設・運営が行われるよう、彼らの経験を生かしたガイドラインづくりをしてみたい。

また、経験のある NGO に、ガイドライン作成過程のワークショップ自体をファシリテートしてもらう手もある。International Institute of Rural Reconstruction (IIRR) など、参加型のガイドライン／マニュアルづくりなどで経験と実績のある NGO もある。

### 4-2 建設過程アドバイザー

ゾーン・レベルで、建設過程のファシリテーションをする 1 名（あるいは 1 組織）のアドバイザーを配置する。これを経験のある NGO に委託できないか。例えば、ワレダ・レベルに建設委員会を設置するところから、会議の内容/進め方などへの助言、会計管理への助言、調達やコントラクトに関する委員会の業務補佐、進捗管理補佐などの仕事をそのアドバイザーに担ってもらう。プロジェクトはアドバイザー（個人、あるいは NGO）との一定期間の契約を行い、プロジェクト直轄で建設過程を進める負担を減らすことができる。

この方法だと、NGO への業務委託とするよりは、「ワレダ行政と地域住民中心」の建設過程を

進めることができる可能性が高い。しかしながら、この種の契約を、短期契約のプロジェクトスタッフを雇用するのではなく、あえて NGO と契約することの意味合いが薄れてきてしまう可能性もある。オロミア州側に、「同じリソースを使って、同じ内容の業務が（例えば地方行政官に給与上乗せして）行政機関の枠内でできるのではないか」という意見が出てくることは必至である。

#### 4-3 ファシリテーター・トレーニング（プレ・サービス、イン・サービス）

NGO との連携の可能性で、最も可能性の高い分野だと考える。ファシリテーター・トレーニングの一部を NGO 関係の経験者に依頼してやってもらう。報酬・日当・宿泊費などの支払いを慎重にする必要がある。支払い金額の違いが明らかになると、教育行政官の士気が著しく低下するおそれがある。上記（建設過程アドバイザー）とパッケージの契約でもよい。

#### 4-4 NGO に仕事を委託する場合の手続き

NGO に仕事を委託する場合に、おそらく公開入札の手続きが必要になってくる。C/P からの非公式な情報では、NGO も資格をもつコンサルタントと同様に、公開入札に参加する資格があるということであるが、確認が必要である。また、プロセスに数週間から数か月という時間を要する可能性があることから、活動の進捗に深刻な影響を与えないようなアレンジを考える必要がある。

#### 4-5 いくらかかるか

エチオピアにおけるコンサルタント料は1日500ブル程度から数百ドル程度まで、様々である。NGO との契約となると、コンサルタント料、日当・宿泊、事務費のほかにオーバーヘッド・コストを要求される場合がある。調査、検討が必要である。

## 5. ノンフォーマル教育センターにおける教育サービスの内容について

教育の内容に関しての小職の知識と経験は非常に限られたものであることを付したうえで、極めて基本的なことで、気がついたことだけを以下に記しておく。

### 5-1 カリキュラム

オロミア州教育局成人及びノンフォーマル教育チームでは、RCWDA と共同で開発、出版したノンフォーマル教育のカリキュラム（1<sup>st</sup> サイクル）を正式に採用している。これはフォーマル教育のカリキュラムと対応したものであり、このカリキュラムに従って3年の教育を受けた児童は政府学校の5年生に編入できることになっている。

詳細は政策文書などを参照する必要があるが、連邦教育省でも、ノンフォーマル教育を基礎教育普及のひとつの戦略として位置づけるなど、ノンフォーマル教育は必要な手段という理解が広まっている。4月に行われた Save the Children Fund (SCF) 連盟主催の教育会議では、副大臣が3年間の「ノンフォーマル教育を受けた者は政府校の5年次に編入できる」と断言している。実施レベルでは、すべて言葉どおりに動いているわけではなさそうだが、本プロジェクトでは、ひとまずオロミア州教育局成人及びノンフォーマル教育チームが採用しているカリキュラムを基に、教育サービスを提供するという方針でよいのではないかと考えている。

### 5-2 教室運営

1クラスの生徒数に関して、明確な目標が必要である。活動、あるいは成果の指標のなかに目標値を入れていきたい。

### 5-3 学校カレンダー・シフト

センター運営委員会に、センターの年間、及び日々のシフトなどのプログラムを決めさせる。各地のNGOの経験などを参考にしたい。

## 6. ファシリテーターについて

### 6-1 選考基準

NGO やその活動地域によってまちまちであるが、おおむね 8 学年～10 学年卒の男女を地域住民がワレダ教育事務所と相談しながら選考している。オロミア州では 10 年卒以上を基準としたい意向だが、地域によっては近辺に 10 年卒の人材がないところもある。見つからない場合は、最寄の街からファシリテーターを選んで派遣したり、あるいは選考基準を下げて地域住民から人選するなどの手続きをとっている。

### 6-2 ステータスと給与

現行の制度では、TTI/TTC を卒業し、資格を取得している者だけが職業教師として教鞭を取れ、政府予算から給与が出る仕組みになっている。しかしながら、教員の絶対数の不足、特に地方で仕事のできる資格教員が少ないこと、女性教員の不足、教員給与予算の不足などから、学校数が仮に増えても教員数が追いつかない可能性がある。また、TTI での比較的長い養成訓練期間や、1 人当たりの教員養成にかかる費用などを批判的にとらえる開発援助機関が少なくない。

ノンフォーマル教育のファシリテーターは、資格教員に比べて①給与が安くて済む、②養成訓練期間が短い、③養成訓練にかかる費用が少ない、④地元出身の人が多いため、地域の子どもの教育により高い関心と情熱をもっている可能性が高いなどの理由から、その効果と有用性を認められてきている。しかしながら、上記のように、制度上の制約から、行政の予算から教員としての報酬をもらうことができない。つまり、現行の制度上では、ノンフォーマル教育センターのファシリテーターの給与は、①NGO など外部の開発援助団体が負担、②コミュニティが負担、のどちらかしかないことになる。

このような現状のなか、NGO は教員確保のために、以下のようなアレンジをしている。

- (1) ファシリテーターの給与を全額負担。持続性に問題あり。
- (2) コミュニティーがファシリテーターの給与を負担。給与がコミュニティによって違う。学校レベルの収入向上が必要。
- (3) 一定の期間だけ NGO が負担。期間終了後に政府学校にする。教員は確保できる可能性が高いが、訓練を受けたファシリテーターは定着しない。

政府校が、学校レベルで無資格の代行教員を雇っているケースもあることから、無資格者を教員として雇うことは全く不可能とはいえない。現行の予算項目のなかで、例えば「コントラクト」という項目でファシリテーターの給与を支出することは不可能ではないというアイデア（あるワレダ教育事務所職員談）もある。しかしながら、ひとつのワレダに配分されている教育予算が極めて限られていることから（例えば、バレ・ゾーン、ドドラワレダでは、40 校の政府学校及び事

務所運営費として配分されている年間予算が10万ブル強)、現実的にはそれも難しいだろう。

ファシリテーターのステータスと給与については、連邦教育省も新たな給与スケールを検討する方向で動いているらしい。

### 6-3 考えられるシナリオ

- (1) プロジェクトがファシリテーターの給与を全額負担。プロジェクト終了後は政府校に切り替える。
- (2) プロジェクトが一定の期間ファシリテーターの給与を負担。その後政府から資格教員1名、地域住民負担のファシリテーター1ないし2名で対応する。

## 7. ノンフォーマル教育センターのサステナビリティ確保について

### 7-1 ノンフォーマル教育センターの財政マネジメント

ファシリテーターの項でも述べたが、政府学校として認定されない教育機関に関しては、原則的に、割り当てられる政府の予算項目はなく、したがって、財政的にも教育行政とは独立せざるを得ないという状況がある。オロミア州では、行政官のインスペクションの対象として、政府学校に加えてノンフォーマル教育センターを含めるなどの措置はとっているものの、センター運営に関する資金は、センター・レベルでの資金獲得（外からの援助、若しくは自力での資金獲得活動）が不可欠である。

センターへの協力を計画するうえで、センターの経営について、どのようにして自己資金を調達するかという課題は、どうしても避けて通れないものであろう。

### 7-2 考えられるシナリオ

- (1) プロジェクトが種資金を供与。学校レベルの資金獲得のための共同活動を支援する。
- (2) コミュニティーからのプロポーザル。
- (3) Credit&Saving などとの連携の可能性を探る。



## 8. 人的体制について

### 8-1 日本人専門家について

これまでパイプライン専門家と C/P の間では、以下の専門家の優先度が高いことが話し合われた。

#### (1) 長期専門家

- ・教育／教員能力向上
- ・プロジェクト調整員／教育機関運営とモニタリング評価
- ・住民参加型開発／行政官能力向上

考察：「3人目」専門家

「3人目」の専門家像に関して様々な意見があるが、オロミア側の意向は、教員研修など教育の質を向上し、それを維持させるための技術協力が必要であると理解する。特に、日本側では学校建設の分野での長期専門家が必要という考え方もあったようだが、オロミア側では、特に同分野の専門家を長期で派遣してもらうよりも、教育分野の専門家の優先度が高いという考えである。

#### (2) 短期専門家

短期専門家については、実はまだあまり話をしていない。以下は小嶋企画調査員のノート『エチオピア基礎教育プロジェクトコンセプト試案』（2002年7月）を参考に、書き出したものである。

- ・学校建設/インフラ
- ・児童心理
- ・教員研修
- ・教材開発
- ・視聴覚教育
- ・社会教育
- ・モニタリング・評価手法 等

### 8-2 エチオピア人プロジェクトスタッフについて

C/P と話し合い、現実にある程度可能な範囲で、しかもプロジェクト運営に必要と考えられる人的体制を、以下のように提案したらどうかと考えている。

- ・プロジェクトダイレクター（教育局長／リーダーの C/P）
- ・プロジェクトマネージャー（教育局副局長 アカデミック担当）
- ・教育／教員能力向上
- ・住民参加型開発／行政官能力向上
- ・教育機関運営／モニタリング・評価
- ・計画
- ・センター建設
- ・財務管理
- ・ワレダ・ノンフォーマル教育担当官

<補助スタッフ>

- ・秘書
- ・運転手
- ・ロジスティクス
- ・掃除係（非常勤）

成人&ノンフォーマル教育チームには、特に「住民参加」に関する担当者はなく、関連業務を行うのはチームリーダーのマルガ氏だという。また、教育/教員能力向上に関する業務を行うのもマルガ氏なので、兼任にしたらどうかというアイデアもある。

人的体制に関して、局長レベルとの協議・折衝が必要であるが、小職の方からは、「少なくとも専門職が5名と、秘書及びドライバーが必要である」ということを口頭で伝えるにとどめている。7月の事前評価調査時にエチオピア側と合意形成をすることが必要と考える。

## 9. 日本側／エチオピア側の投入について

以下のことについては、オロミア側の意向は多少聞いたものの、協議は全くしていない。JICAのプロジェクトでは、通常、スタッフの給与のトップアップや出張の日当・宿泊費などは出しがたいこと、プロジェクトの活動内容に関連しない文房具や事務機器の支援はし難いことなどは一応耳に入れてある。しかしながら、小職の私的感想ではあるが、連邦レベルの省庁とは異なる州セクター行政に、連邦レベルと同様の投入を求めるのは現実的ではないかもしれないという印象をもち始めている。以下は専門家の私的意見と受け取っていただきたい。

### 9-1 日本側投入

- ・ 車輛
- ・ プロジェクト事務所 OA 機器（コンピューター、コピー機、OHP、データ・プロジェクター、スキャナー、プロジェクション・スクリーン）
- ・ センター建設資材（トタン板、釘、セメント等）
- ・ センター建設工事費（コントラクター/大工への支払い等）
- ・ 行政官トレーニング費用、文具等
- ・ ファシリテーター・トレーニング費用、文具等
- ・ 各センターの家具等
- ・ 各センターへ配布用の教材、教科書（印刷代含む）
- ・ プロジェクト事務所専用電話使用料及びインターネット使用料
- ・ 建設終了後1年間分のファシリテーター（各センター2人分）給与
- ・ ワレダ事務所へモニタリング用オートバイ各1台

### 9-2 オロミア州側投入

- ・ プロジェクト事務所及び事務所光熱費
- ・ 燃料代
- ・ 事務所消耗品、文房具
- ・ プロジェクトスタッフの給与及び出張手当<sup>8</sup>
- ・ ワレダ行政官のモニタリング・評価用出張手当

---

<sup>8</sup> 出張時の日当・宿泊費は、オロミア州教育局の財政状況にかんがみると、現実的にはプロジェクト側が一部負担していかざるを得ないと考えている。他の多くのドナーは給与のトップ・アップや日当・宿泊を全額負担しているため、オロミア側としては、当然 JICA に負担してほしいと要求してくるであろう。しかしながら、活動の持続性などの観点から、一部でもオロミア側に出張費用の負担をしてもらうべきだと考える。7月の交渉事項の中に、この点を入れて協議していただきたい。

- ・センター建設後1年以内に各センターに最低1名の教職員配置

### 9-3 懸案事項

- ・車輛は何台必要か

1台ではとても地方での活動が回せない。ランドクルーザー2~3台は必要。

- ・印刷機の供与は必要か

州レベルへの印刷機の供与は不要と考える。むしろワレダ・レベルへの簡易な印刷機（仕様等詳細は今のところアイデアなし）を考えた方がよい。

- ・ワレダ教育事務所へのコンピューターの供与は必要か

国連児童基金（UNICEF）がワレダ教育事務所へ38<sup>9</sup>台のコンピューター供与を約束。オロミア州側は全ワレダ（197）へのコンピューター配布をこの1~2年の間に完結させたい意向。JICAがコンピューターを供与することは役には立つが、プロジェクトの活動でどれほど活用できるかは不明。

---

<sup>9</sup> 当初 UNICEF からは 50 台のコンピューターが供与されるという情報であったが、実際にオロミアが支援を受けた金額で購入できるコンピューターは 38 台であることが最近分かった。また、オロミア州としては BESO からコンピューターの供与を期待していたが、それはないことが、最近になって先方から伝えられたらしい。

RECORD OF DISCUSSIONS  
BETWEEN  
JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY  
AND  
THE AUTHORITIES CONCERNED OF  
THE GOVERNMENT OF THE FEDERAL DEMOCRATIC REPUBLIC OF ETHIOPIA  
ON  
JAPANESE TECHNICAL COOPERATION FOR  
COMMUNITY-BASED BASIC EDUCATION IMPROVEMENT PROJECT


Resident Representative of the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") in Ethiopia had a series of discussions with the Ethiopian authorities concerned on desirable measures to be taken by JICA and Ethiopian Government for the successful implementation of Community-Based Basic Education Improvement Project (hereinafter referred to as "the Project").

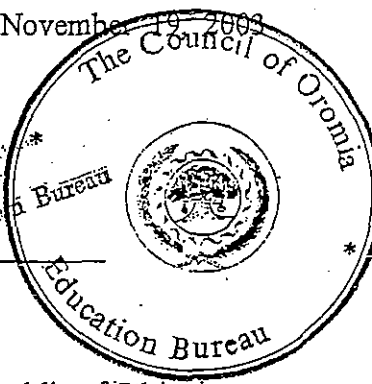
As a result of the discussions, the Resident Representative of JICA in Ethiopia and the Ethiopian authorities concerned agreed to recommend their respective Governments the matters referred to in the document attached hereto.

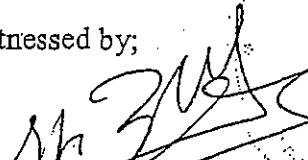
Addis Ababa, November 19, 2003

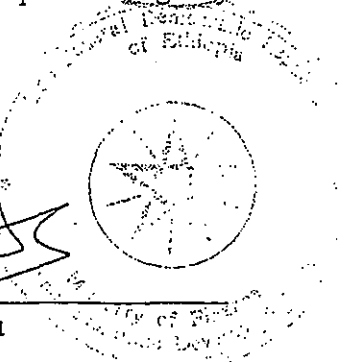
  
Mr. Naoki Saito  
Resident Representative  
Ethiopia Office  
Japan International Cooperation Agency

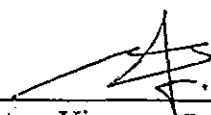


  
Mr. Harun Huseein  
Head,  
Oromia Education Bureau  
The Federal Democratic Republic of Ethiopia



Witnessed by;  
  
Mr. Hailenmichael Kinfu  
Head,  
Bilateral Cooperation Department  
Ministry of Finance and Economic  
Development  
The Federal Democratic Republic of Ethiopia



Witnessed by;  
  
Mr. Setotaw Yimam  
Head, Education Sector Development  
Head,  
Programme and Planning Department  
Planning and Programming Department  
Ministry of Education  
The Federal Democratic Republic of Ethiopia

## THE ATTACHED DOCUMENT

### I. COOPERATION BETWEEN JICA AND ETHIOPIAN GOVERNMENT

1. The Oromia Education Bureau of the Oromia Regional Government in the Federal Democratic Republic of Ethiopia (hereinafter referred to as "OEB") will implement the Project in cooperation with JICA.
2. The Project will be implemented in accordance with the Master Plan which is given in Annex I.

### II. MEASURES TO BE TAKEN BY JICA

In accordance with the laws and regulations in force in Japan, JICA, as the executing agency for technical cooperation by the Government of JAPAN, will take, at its own expense, the following measures according to the normal procedures under the technical cooperation scheme of Japan.

#### 1. DISPATCH OF JAPANESE EXPERTS

JICA will provide the services of the Japanese experts as listed in Annex II.

#### 2. PROVISION OF MACHINERY AND EQUIPMENT

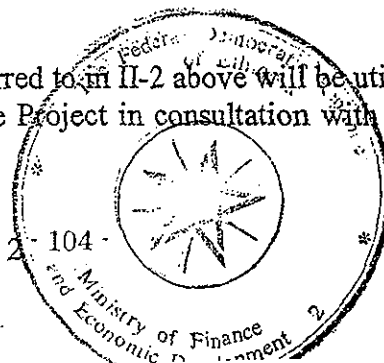
JICA will provide such machinery, equipment and other materials (hereinafter referred to as "the Equipment") necessary for the implementation of the Project as listed in Annex III. The Equipment will become the property of OEB upon being delivered C.I.F (cost, insurance and freight) to the Ethiopian authorities concerned at the borders and/or airports of disembarkation.

#### 3. TRAINING OF ETHIOPIAN COUNTERPART PERSONNEL IN JAPAN

JICA will receive the Ethiopian personnel connected with the Project for technical training in Japan.

### III. MEASURES TO BE TAKEN BY THE GOVERNMENT OF THE FEDERAL DEMOCRATIC REPUBLIC OF ETHIOPIA

1. OEB will take necessary measures to ensure self-reliant and sustainable operation of the Project during and after the period of Japanese technical cooperation, taking necessary measures regarding budget allocation and appropriate personnel assignment as well as full and active involvement of all related authorities, beneficiary groups and institutions in the Project.
2. OEB will ensure that the technologies and knowledge acquired by the Ethiopian nationals as a result of Japanese technical cooperation will contribute to the economic and social development of the Federal Democratic Republic of Ethiopia.
3. The Government of the Federal Democratic Republic of Ethiopia will grant within the Federal Democratic Republic of Ethiopia privileges, exemptions and benefits no less favorable than those granted to experts of third countries or international organizations performing similar missions as listed in Annex IV to the Japanese experts referred to in II-1 above and their families.
4. OEB will ensure that the Equipment referred to in II-2 above will be utilized exclusively and effectively for the implementation of the Project in consultation with the Japanese experts referred to in Annex II.



Handwritten signatures and stamps of the Oromia Education Bureau.

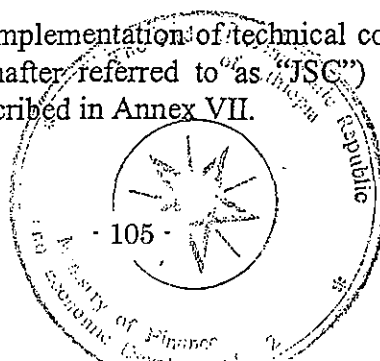
Handwritten signature.

Handwritten signature.

5. OEB will take necessary measures to ensure that the knowledge and experience acquired by the Ethiopian personnel through technical training in Japan will be utilized effectively in the implementation of the Project.
6. In accordance with the laws and regulations in force in the Oromia Regional Government, OEB will take necessary measures to provide at its own expense:
  - (1) Service of the Ethiopian counterpart personnel and administrative personnel as listed in Annex V,
  - (2) Land, buildings and facilities as listed in Annex VI,
  - (3) Supply or replacement of fuel, machinery, equipment, instruments, vehicles, tools, spare parts, and any other materials necessary for the implementation of the Project other than the equipment provided through JICA under II -2 above,
  - (4) Means of transport and travel allowances for the Japanese experts for official travel within the Federal Democratic Republic of Ethiopia, and
  - (5) Suitably furnished accommodation for the Japanese experts and their families.
7. In accordance with the laws and regulations in force in the Oromia Regional Government, OEB will take necessary measures to meet the running expenses necessary for the implementation of the Project.
  - (1) Expenses necessary for transportation within the Federal Democratic Republic of Ethiopia of the Equipment referred to in II-2 above as well as for the installation, operation and maintenance thereof;
  - (2) Running expenses necessary for the implementation of the Project.
8. In accordance with the laws and regulations in force in the Federal Democratic Republic of Ethiopia, the Government of the Federal Democratic Republic of Ethiopia will take necessary measures to meet customs duties, internal taxes and any other charges, imposed in the Federal Democratic Republic of Ethiopia on the Equipment referred to in II -2 above.

#### IV. ADMINISTRATION OF THE PROJECT

1. The Head of OEB, as the Project Director, will bear overall responsibility for the administration and implementation of the Project.
2. The Team Leader of Adult and Non-formal Education Panel, OEB, as the Project Manager, will be responsible for the managerial and technical matters of the Project.
3. The Japanese Chief Advisor in Annex II will provide necessary recommendations and advice to the Project Director and the Project Manager on any matters pertaining to the implementation of the Project.
4. The Japanese experts will provide necessary technical guidance and advice to the Ethiopian counterpart personnel on technical matters pertaining to the implementation of the Project.
5. For the effective and successful implementation of technical cooperation for the Project, a Joint Steering Committee (hereinafter referred to as "JSC") will be established, whose functions and composition are described in Annex VII.



*Handwritten signatures and stamps:*  
 Oromia Education Bureau  
 Oromia Education Bureau

*Handwritten signature:*

## V. JOINT EVALUATION

Evaluation of the Project will be conducted jointly by JICA, OEB and the Ethiopian authorities concerned, at the middle and six months before the completion of the cooperation term in order to examine the level of achievement.

## VI. CLAIMS AGAINST JAPANESE EXPERTS

The Government of the Federal Democratic Republic of Ethiopia shall bear claims, if any arises, against the Japanese experts engaged in technical cooperation for the Project resulting from, occurring in the course of, or otherwise connected with the discharge of their official functions in the Federal Democratic Republic of Ethiopia except for those arising from the willful misconduct or gross negligence of the Japanese experts.

## VII. MUTUAL CONSULTATION

There will be mutual consultation between JICA and Ethiopian Governments on any major issues arising from, or in connection with this Attached Document.

## VIII. MEASURES TO PROMOTE UNDERSTANDING OF AND SUPPORT FOR THE PROJECT

For the purpose of promoting support for the Project among the people of the Federal Democratic Republic of Ethiopia, OEB will take appropriate measures to make the Project widely publicised to the people of Ethiopia.



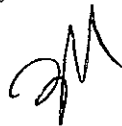
## IX. TERM OF COOPERATION

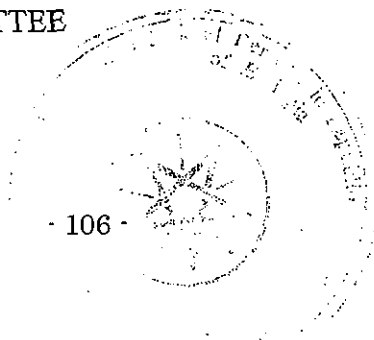
The duration of the Project under this Attached Document will be four (4) years from November 19, 2003.

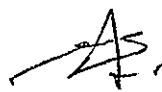
## X. OTHERS

Details on the Project will be clarified in a Minutes of Meeting to be made.

|           |  |
|-----------|--|
| Annex I   | MASTER PLAN  |
| Annex II  | LIST OF JAPANESE EXPERTS                                   |
| Annex III | LIST OF MACHINERY AND EQUIPMENT                            |
| Annex IV  | PRIVILEGES, EXEMPTIONS AND BENEFITS FOR JAPANESE EXPERTS   |
| Annex V   | LIST OF ETHIOPIAN COUNTERPART AND ADMINISTRATIVE PERSONNEL |
| Annex VI  | LIST OF LAND, BUILDINGS AND FACILITIES                     |
| Annex VII | JOINT STEERING COMMITTEE                                   |

    
Grazim Hussein  
Haram Hussein Dake  
Oromia Education Bureau







## Annex I MASTER PLAN

### I. Super Goal

1. The school-aged population of Oromia region has better access to quality basic education.
2. The Community-Based Basic Education Center (CBBEC) model is applied in other woredas in Oromia region.

### II. Overall Goal

1. The school-aged population of the selected woredas has better access to quality basic education.
2. The CBBEC model is applied in the selected woredas.

### III. Project Purpose

The CBBEC model is developed in the selected woredas.

### IV. Outputs of the Project

1. Capacity of the Woreda Education Office (WEO) personnel in planning and management of basic education is strengthened.
2. The CBBECs are constructed and furnished in the selected woredas.
3. The CBBECs are managed and maintained in partnership between the WEO and communities.
4. The trained teaching staff provides quality basic education to the enrolled students in the CBBECs.

### V. Activities of the project

#### 1. WEO Capacity Building

- 1.1 To select operational woredas
- 1.2 To develop CBBEC planning guidelines for the WEO
- 1.3 To conduct planning workshop for woreda personnel
- 1.4 To conduct the rapid school mapping in the selected woredas
- 1.5 To make a feasible plan in non-formal basic education
- 1.6 To conduct regular monitoring and evaluation activities for the above 1.5

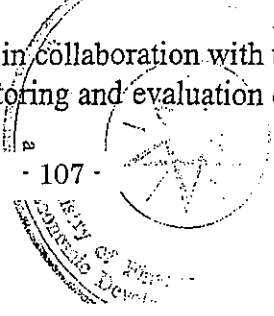
#### 2. CBBEC Construction

- 2.1 To select the CBBEC sites in each woreda
- 2.2 To develop CBBEC construction process guidelines
- 2.3 To conduct CBBEC construction process workshops for the Woreda Education Training and Management Board
- 2.4 To assist WEO to facilitate the process of CBBEC construction
- 2.5 To provide the required-quality and quantity of furniture to each CBBEC
- 2.6 To provide the required quality and quantity of textbooks and teaching materials to each CBBEC

#### 3. CBBEC Management

- 3.1 To develop CBBEC management guidelines
- 3.2 To conduct training on CBBEC management for respective communities
- 3.3 To formulate Center Management Committee (CMC) for each CBBEC
- 3.4 To assist each CMC to develop the CBBEC programs (including annual plans and time schedule) and rules and regulations
- 3.5 To assist each CMC to manage the CBBEC in collaboration with the WEO
- 3.6 To assist the CMC to conduct regular monitoring and evaluation of the CBBEC management in collaboration with the WEO

*[Handwritten signature]*  
Oromia Education Bureau



*[Handwritten signature]*

4. Provision of Quality Basic Education

4.1 To assist the CMC to assign teaching staff (facilitators) at each CBBEC

4.2 To provide induction training for teaching staff at each CBBEC

4.3 To assist each CMC to provide in-service training for teaching staff in collaboration with the WEO

4.4 To provide good examples of in-service training for the teaching staff

4.5 To plan regular and systematic in-service training for the teaching staff



*[Handwritten signature]*

*[Handwritten signature]*

Ministry of Education  
and Higher Education  
National Education Bureau

*[Handwritten signature]*

*[Handwritten signature]*

**Annex II LIST OF JAPANESE EXPERTS**

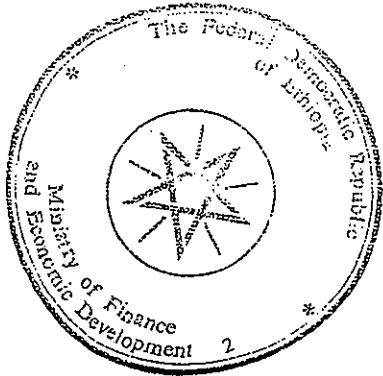
1. Long-term Experts

- (1) Chief Advisor/ Participatory Development
- (2) Coordinator/ School Management

2. Short-term Experts

Short-term experts will be dispatched when necessity arises.

Note: Each long-term expert could concurrently act as expert in another field, if necessary.



*[Handwritten signature]*  
Haarun Hussein Ibrahim  
Karam Hussein Lulse  
Ethiopia Education Bureau

*[Handwritten signature]*

*[Handwritten signature]*

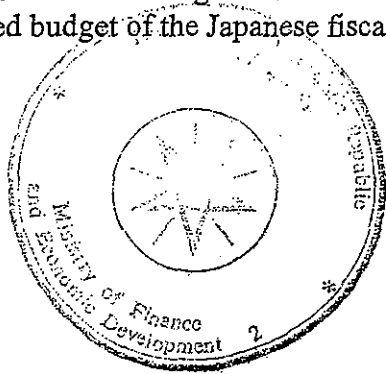
### Annex III LIST OF MACHINERY AND EQUIPMENT

The machinery and equipment necessary for the effective implementation of the Project will be provided by the Japanese side within the budget allocated to the project.

1. CBBEC construction materials
2. CBBEC furniture and equipments
3. Vehicles for monitoring
4. Other necessary equipments

Note:

1. The above-mentioned equipment is limited to equipment necessary for the transfer of technology by the Japanese experts and for effective operation of the Project.
2. The contents, specifications and quantity of the above-mentioned equipment to be provided each year will be decided through mutual consultations based on the annual plan of the Project, within the allocated budget of the Japanese fiscal year.



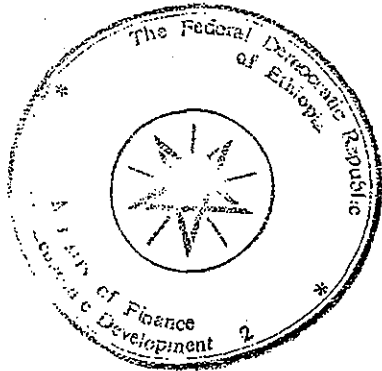
*[Handwritten signature]*  
*[Handwritten signature]*  
Kantor Menteri Keuangan  
Jalan Cendekia 2, Jakarta Barat

*[Handwritten signature]* - 110 - *[Handwritten signature]*

## Annex IV PRIVILEGES, EXEMPTIONS AND BENEFITS FOR JAPANESE EXPERTS

The Government of the Federal Democratic Republic of Ethiopia shall:

1. exempt the Japanese experts from income tax and other charges of any kind imposed on or in connection with the living allowances remitted from abroad.
2. exempt the Japanese experts and their families from income tax, import duties and any other charges imposed on personal household effects brought into the Federal Democratic Republic of Ethiopia, including one motor vehicle per expert.
3. use all available means to facilitate medical and other necessary assistance to the Japanese experts and their families.
4. issue, upon application, entry and exit visas for the Japanese experts and their families free of charge.
5. issue identification cards to the Japanese experts and their families to secure the cooperation of all governmental organizations necessary for the performance of the duties of the experts.
6. exempt Japanese experts from customs duties on import and export of machinery and equipment into or out of the Federal Democratic Republic of Ethiopia by the Japanese experts in connection with the Project activities.



*[Handwritten signature]*  
Habib Hussein  
Haram Hussein Duke  
Ghana Education Bureau

*[Handwritten signature]*

*[Handwritten signature]*

**Annex V LIST OF THE ETHIOPIAN COUNTERPART AND ADMINISTRATIVE PERSONNEL**

1. Project Director

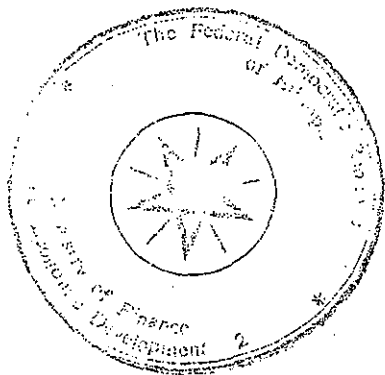
2. Project Manager

3. Counterpart personnel

- (1) Planning (OEB and WEOs),
- (2) Community participation promotion (OEB and WEOs),
- (3) CBBEC construction (OEB and WEOs),
- (4) CBBEC management (OEB and WEOs),
- (5) Pedagogy/ education (OEB and WEOs), and
- (6) Girls' education (OEB)

4. Administrative personnel

- (1) Financial Officer
- (2) Drivers
- (3) Other staff necessary for the implementation of the Project



*[Handwritten signature]*

*[Handwritten signature]*  
Minister of Finance and Economic Development

*[Handwritten signature]*

*[Handwritten signature]*



## Annex VI JOINT STEERING COMMITTEE (JSC)

JSC which will consist of personnel from both the Japanese and the Ethiopian sides, will be established for the smooth and effective implementation of the Project.

### 1. Functions

JSC will meet at least once a year or whenever the necessity arises in order to fulfill the following functions:

- (1) To formulate an annual work plan of the Project,
- (2) To review the progress of the annual work plan,
- (3) To review and exchange opinions on major issues that may arise during the implementation of the Project, and
- (4) To discuss any other issue(s) pertinent to smooth implementation of the Project.

### 2. Composition

1) Chairperson: Head of OEB (Project Director)

#### 2) Members of the Ethiopian side

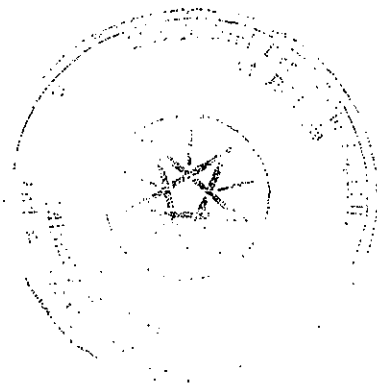
- Head of Planning and Programming Department, OEB,
- Head of Training Department, OEB,
- Team Leader of Adult and Non-Formal Education Panel , OEB(Project Manager),
- Counterpart personnel,
- Representatives from zones and woredas, and
- Other personnel concerned, to be assigned by OEB, if necessary.

#### 3) Members of the Japanese side

- Long-term experts,
- Resident Representative of JICA Ethiopia, and
- Other personnel concerned, to be assigned by JICA, if necessary.

#### 4) Other Relevant Organisation(s)

- Representative(s) from Ministry of Finance and Economic Development
- Representative(s) from Ministry of Education
- Representative(s) from Oromia Regional Council, and
- Representative(s) from the Embassy of Japan in Ethiopia.



*[Handwritten signature]*

*[Handwritten signature]*  
Special Liaison Director  
Joint Steering Committee  
Oromia Region, Ethiopia

*[Handwritten signature]*

· 114 ·  
*[Handwritten signature]*



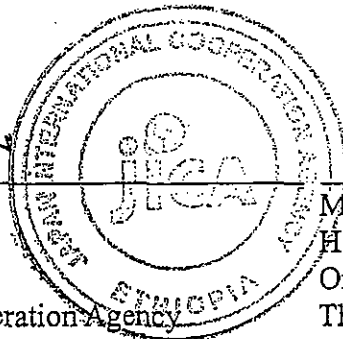
MINUTES OF MEETING  
BETWEEN  
JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY  
AND  
THE AUTHORITIES CONCERNED OF  
THE FEDERAL DEMOCRATIC REPUBLIC OF ETHIOPIA  
ON  
TECHNICAL COOPERATION FOR  
COMMUNITY-BASED BASIC EDUCATION IMPROVEMENT PROJECT

Resident Representative of the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") in Ethiopia had a series of discussion with the Ethiopian authorities concerned on desirable measures to be taken by JICA and Ethiopian Government for the successful implementation of the Community-Based Basic Education Improvement Project (hereinafter referred to as "the Project").

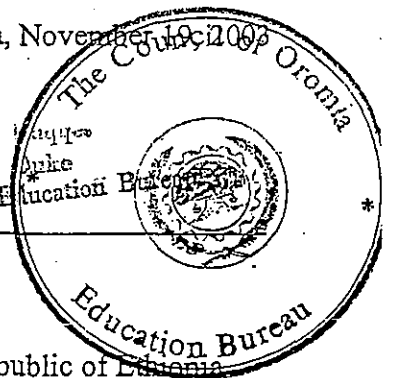
As a result of the discussions, both sides agreed to summarize the matters referred to in the document attached hereto as a supplement to the Record of Discussions.

Addis Ababa, November 19, 2009

Mr. Naoki Saito  
Resident Representative,  
Ethiopia Office  
Japan International Cooperation Agency

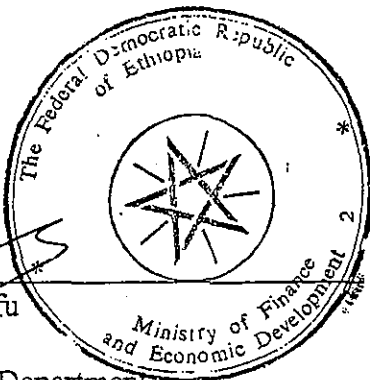


Mr. Harun Huseein  
Head,  
Oromia Education Bureau  
The Federal Democratic Republic of Ethiopia



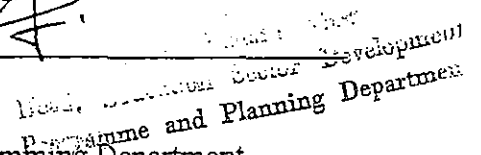
Witnessed by;

Mr. Hailemichael Kinfu  
Head,  
Bilateral Cooperation Department  
Ministry of Finance and Economic  
Development  
The Federal Democratic Republic of Ethiopia



Witnessed by;

Mr. Setotaw Yimam  
Head,  
Planning and Programming Department  
Ministry of Education  
The Federal Democratic Republic of Ethiopia



# ATTACHED DOCUMENT

## I. PROJECT DESIGN MATRIX AND PROJECT DOCUMENT

Both the Japanese and Ethiopian sides agreed the Master Plan in Annex I of the Record of Discussions. The Japanese side explained also that a Project Document as shown in Annex I together with a Project Design Matrix (See Annex II of the Project Document) is commonly used in Japanese technical cooperation in order to manage and implement projects efficiently and effectively. It will also be used as a reference for monitoring and evaluating the Project.

As a result of the discussions, both sides agreed to apply the Project Document and the Project Design Matrix to the Project with the following understandings:

1. The Project Design Matrix is a logically designed matrix that defines the initial understanding of the framework of technical cooperation for the Project and indicates the logical steps toward the achievement of the Project purpose.
2. The Project Document together with the Project Design Matrix is to be flexibly revised according to the progress and achievements of the Project, upon agreement on the Joint Steering Committee.

## II. INPUT TO THE PROJECT BY THE JAPANESE SIDE

### 1. DISPATCH OF JAPANESE EXPERTS

The official request form, namely the A-1 form, to assign Japanese long-term and short-term experts for the term of technical cooperation will be submitted by the Ethiopian side as soon as possible.

Dispatch of the following Japanese long-term experts is mentioned in Annex II of the Record of Discussions. (Dispatch plan is shown in the Tentative Plan of Operation at Annex II)

- (1) Chief Advisor/ Participatory Development
- (2) Project Coordinator/ School Management

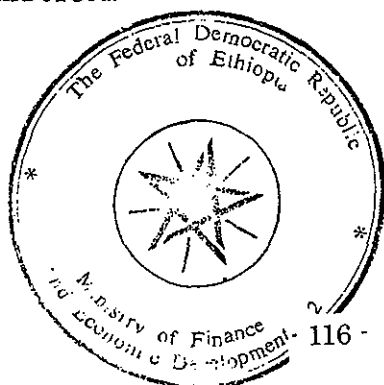
Short-term experts will be dispatched from time to time as the necessity arises for the effective implementation of the Project.

### 2. PROVISION OF MACHINERY AND EQUIPMENT

The official request form, namely the A-4 form, for provision of equipment will be submitted by the Ethiopian side after consultation between the Ethiopian authorities concerned and JICA.

### 3. TRAINING OF ETHIOPIAN COUNTERPART PERSONNEL IN JAPAN

The official request form, namely the A2A3 form, for training of Ethiopian counterpart personnel in Japan will be submitted by the Ethiopian side after consultation between the Ethiopian authorities concerned and JICA.



Handwritten signature: *[Signature]*

Handwritten signature: *[Signature]*

Handwritten signature: *[Signature]*

Stamp: *[Circular stamp with text: Head, Church, Educational Bureau]*

### III. INPUT TO THE PROJECT BY THE ETHIOPIAN SIDE

#### 1. ASSIGNMENT OF PERSONNEL

- (1) With reference to Item 6(1), Article III of the Record of Discussions, the Ethiopian side will assign an appropriate number of counterpart personnel as well as administrative personnel.
- (2) With reference to Item 6(4), Article III of the Record of Discussions, the Ethiopian side explained difficulties in provisions for the item at its own cost. Both sides discussed it and agreed to change and add phrases as follows.

“Means of transport and travel allowances as per OEB standard for the Japanese experts for official travel inside the Federal Democratic Republic of Ethiopia within the budget available for the Ethiopian side.”

- (3) With reference to Item 6(5), Article III of the Record of Discussions, the Ethiopian side explained difficulties in provisions for the item at its own cost. Both sides discussed it and agreed to change and add phrases as follows.

“Suitable furnished accommodation for the Japanese experts and their families, if requested by them, within the budget available for the Ethiopian side.”

- (4) With reference to Item 7(2), Article III of the Record of Discussions, the Ethiopian side requested to clarify it, and the Japanese side explained by referring to the Item 2(1), below mentioned, Article III of the Minutes of Meeting. Both sides understood it.

- (5) With reference to Item 3 of Annex IV of the Record of Discussions, the Ethiopian side requested to clarify it. Both sides agreed to add a phrase as follows.

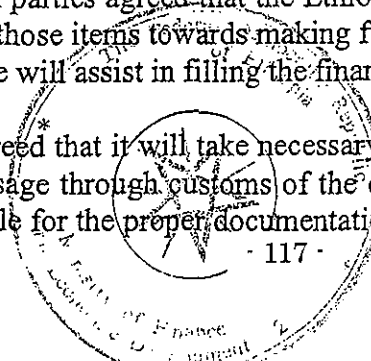
“Use all available means to facilitate medical and other necessary assistance to the Japanese experts and their families, equivalent to that of the Ethiopian civil servants and if requested by them.”

- (6) With reference to Item 6 of Annex IV of the Record of Discussions, the Ethiopian side requested to clarify it. Both sides agreed to add the following sentence.

“The equipment and machinery will be personal belongs such as personal use computers, personal use of tools for technical transfer, personal engineering books and materials, but not limited, and so on.”

#### 2. ALLOCATION OF BUDGET

- (1) The Ethiopian side will allocate the necessary annual budget for running costs. These include salaries and allowances for the Ethiopian counterpart and support service staff, fuels, oils and lubricant, stationary and office supplies, janitorial supplies, medical supplies, contractual services such as water supply, electric light and communication, and maintenance materials and supplies. The Ethiopian side stressed the difficulties in covering lubricant and per diem for counterpart staff. Both parties agreed that the Ethiopian side will gradually increase its share of the project budget for those items towards making full coverage in the fourth year of the project, while the Japanese side will assist in filling the financial gap.
- (2) The Ethiopian side agreed that it will take necessary measures in coordination with the relevant authorities for the passage through customs of the equipment provided by JICA without delay. OEB will be responsible for the proper documentation and clearance of the delivered equipment



*[Handwritten signature]*

*[Handwritten signature]*

*[Handwritten signature]*  
Ministry of Education, Science and Technology  
via Education Bureau

at the port of entry, as well as be responsible for the proper administration of the equipment provided for use while ensuring appropriate utilization and maintenance for the Project implementation.

#### IV. TENTATIVE SCHEDULE OF IMPLEMENTATION

The Tentative Schedule of Implementation is shown in Annex II. The schedule is subject to change within the scope of the Record of Discussions, when necessity arises, in the course of the Project implementation.

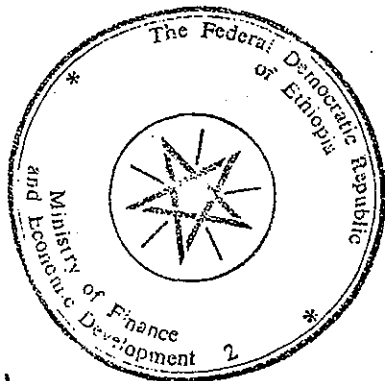
#### V. PLAN OF OPERATION

The Plan of Operation has been tentatively formulated according to the Record of Discussions. The plan of operation for the whole period is shown in Annex III.

The Annual Plan of Operation is to be drafted by the Ethiopian counterparts and the Japanese experts and is to be submitted to the Joint Steering Committee. The activities are subject to change within the scope of the Record of Discussions, if necessity arises, in the course of the Project implementation.

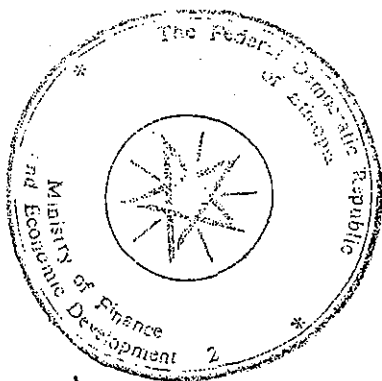
#### VI. ADMINISTRATION OF THE PROJECT

1. With reference to Article IV of the Record of Discussions, under the overall responsibility of the Project Director, coordination of administration and implementation of the Project would be carried out by consultation of both the Ethiopian side and the Japanese side.
2. Both sides will establish a Joint Steering Committee (JSC) for the effective and successful implementation of the Project. JSC meeting will be held at least once a year or whenever the necessity arises. The Tentative Organization Chart of the Project is given in Annex IV.



*[Handwritten signature]*  
Harun Hussein Daba  
Harun Hussein Daba  
3, Oromia Education Bureau

|           |   |
|-----------|---|
| Annex I   | PROJECT DOCUMENT                            |
| Annex II  | TENTATIVE SCHEDULE OF IMPLEMENTATION        |
| Annex III | PLAN OF OPERATION FOR WHOLE PERIOD          |
| Annex IV  | TENTATIVE ORGANIZATION CHART OF THE PROJECT |



*[Handwritten signatures]*

*[Handwritten signature]*

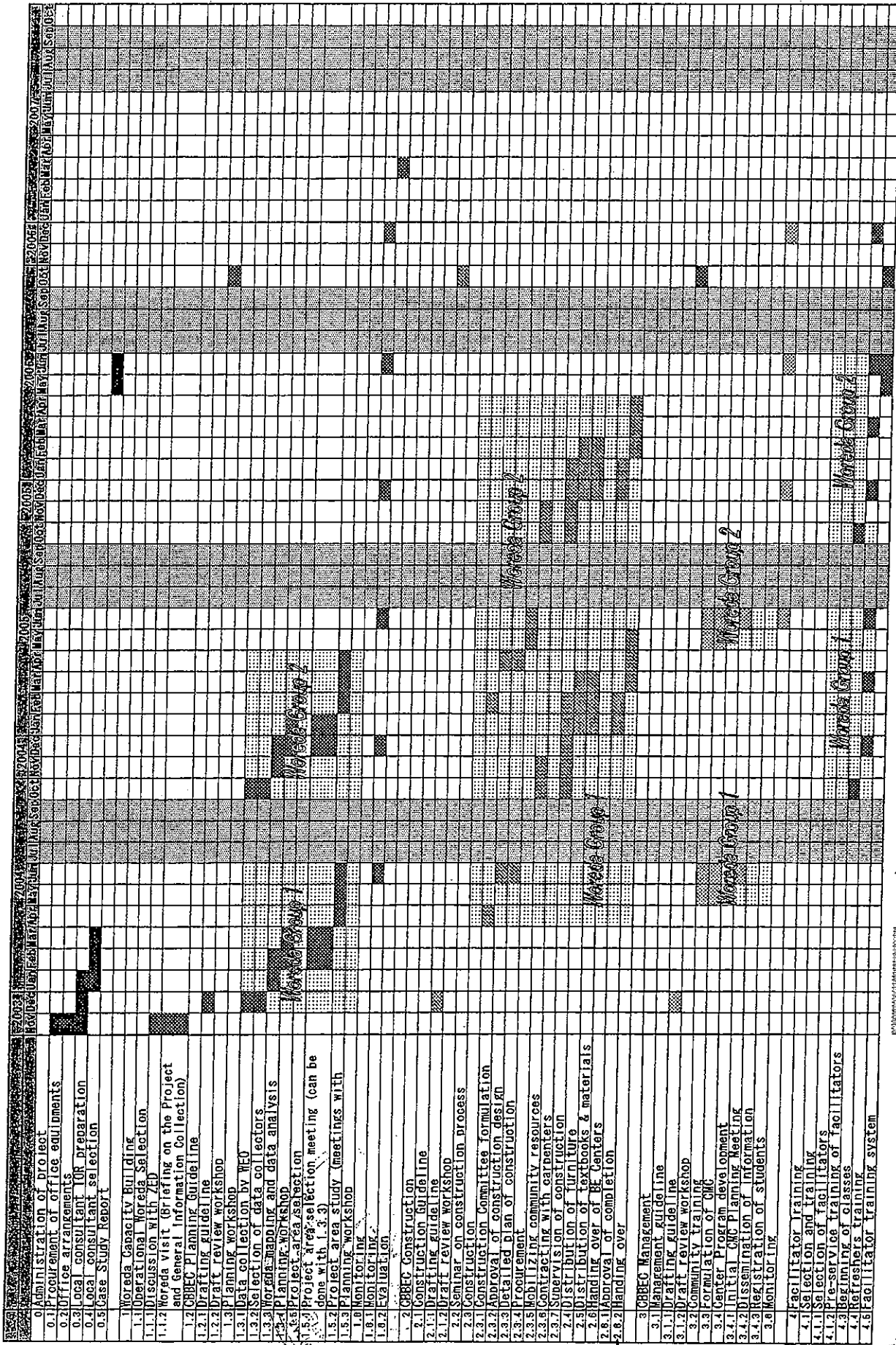
*[Handwritten signature]*  
Haaruw Kiteen Dugges  
Haaruw Hunnin Dikka  
Head, Oromia Education Bureau

TENTATIVE SCHEDULE OF IMPLEMENTATION

| PHASE   | IMPLEMENTATION |   |    |      |   |    |      |   |    |      |   |    |      |   |    |
|---|----------------|---|----|------|---|----|------|---|----|------|---|----|------|---|----|
|   | 2003           |   |    | 2004 |   |    | 2005 |   |    | 2006 |   |    | 2007 |   |    |
| YEAR  | 1              | 6 | 12 | 1    | 6 | 12 | 1    | 6 | 12 | 1    | 6 | 12 | 1    | 6 | 12 |
| I. PROJECT DURATION   |                |   |    |      |   |    |      |   |    |      |   |    |      |   |    |
| II. INPUTS BY THE ETHIOPIAN SIDE  |                |   |    |      |   |    |      |   |    |      |   |    |      |   |    |
| 1. Assignment of Counterpart Personnel  |                |   |    |      |   |    |      |   |    |      |   |    |      |   |    |
| 2. Assignment of Administrative Personnel   |                |   |    |      |   |    |      |   |    |      |   |    |      |   |    |
| 3. Building and Facilities  |                |   |    |      |   |    |      |   |    |      |   |    |      |   |    |
| 4. Allocation of Budget   |                |   |    |      |   |    |      |   |    |      |   |    |      |   |    |
| III. INPUTS BY THE JAPANESE SIDE  |                |   |    |      |   |    |      |   |    |      |   |    |      |   |    |
| 1. Dispatch of Long-term Experts  |                |   |    |      |   |    |      |   |    |      |   |    |      |   |    |
| Chief Advisor/ Participatory Development  |                |   |    |      |   |    |      |   |    |      |   |    |      |   |    |
| Project Coordinator/ School Management  |                |   |    |      |   |    |      |   |    |      |   |    |      |   |    |
| 2. Dispatch of Short-term Experts   |                |   |    |      |   |    |      |   |    |      |   |    |      |   |    |
| 3. Provision of Equipment   |                |   |    |      |   |    |      |   |    |      |   |    |      |   |    |
| 4. Training of Counterpart personnel in Japan   |                |   |    |      |   |    |      |   |    |      |   |    |      |   |    |
| 5. Dispatch of Consultation / Evaluation Team   |                |   |    |      |   |    |      |   |    |      |   |    |      |   |    |
| IV. JOINT STEERING COMMITTEE  |                |   |    |      |   |    |      |   |    |      |   |    |      |   |    |
| V. PROJECT ACTIVITIES   |                |   |    |      |   |    |      |   |    |      |   |    |      |   |    |
| 1. Preparation (Selection of Project area, Development of Guideline, Planning workshop, etc.) |                |   |    |      |   |    |      |   |    |      |   |    |      |   |    |
| 2. School Construction  |                |   |    |      |   |    |      |   |    |      |   |    |      |   |    |
| 3. School Management  |                |   |    |      |   |    |      |   |    |      |   |    |      |   |    |
| 4. Facilitator Training   |                |   |    |      |   |    |      |   |    |      |   |    |      |   |    |

Handwritten signatures and stamps are present at the bottom of the page, including a circular official stamp and several illegible handwritten notes.

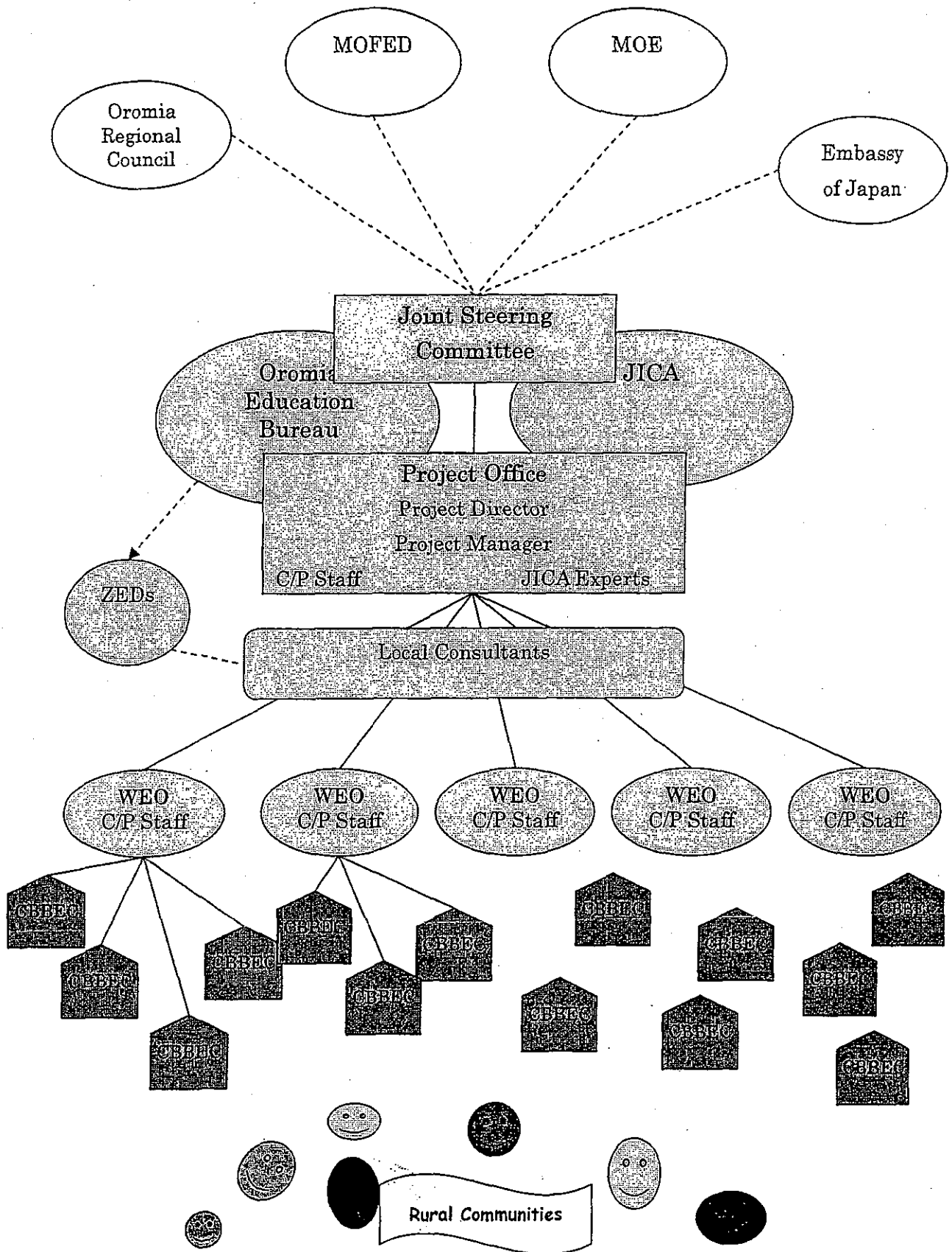
PLAN OF OPERATION FOR WHOLE PERIOD



rainy season  
 Woreda Group 1  
 Selected Woredas in West Harar, g.e. and Arsi Zones  
 Woreda Group 2  
 Selected Woredas in North Shewa zone

Harar, West Harar, g.e. and Arsi Zones  
 via Education Bureau

### Tentative Organization Chart of the Project



*[Handwritten signatures]*

*[Signature]*  
Haqqi Alom Durr  
Haqqi Hussain Duke  
Head, Oromia Education Bureau